

統計委員会
サービス統計・企業統計部会
第20回 議事録

大臣官房統計委員会担当室

第20回サービス統計・企業統計部会

議事次第

日 時：平成22年11月8日（月）13:30～17:28

場 所：総務省第2庁舎6階 特別会議室

1．開 会

2．議 事

経済構造統計の指定の変更、経済センサス 活動調査の実施並びに工業統計調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査の変更について

3．閉 会

首藤部会長 それでは時間になりましたので、ただいまから「第20回サービス統計・企業統計部会」を開催いたします。

本日の議題は前回に引き続き、「経済構造統計の指定の変更、経済センサス 活動調査の実施並びに工業統計調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査の変更について」です。

本日は佐々木委員が所用のため御欠席です。

本日の部会は17時30分まで、4時間の長丁場となっていますので、途中15時30分ごろに一度休憩を挟む予定としています。御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、初めに本日の配布資料について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 本日の配布資料は、議事次第にありますとおり、資料1-1から資料1-4、資料2及び資料2の参考資料、その後ろに参考1から参考4まで、お配りしているので、御確認ください。

首藤部会長 続きまして、10月25日に開催された前回の結果概要について、事務局の坂井国際統計企画官から御説明をお願いいたします。

事務局 それでは、簡単に御説明します。お手元の資料の参考2を御覧いただきたいと思えます。

10月25日、約2時間議論をさせていただきました。「5 概要」を御覧ください。概要の(2)について、論点の1つである基本計画との関係ですが、調査実施者で作成された実施計画の内容については、適当であると御判断いただきました。ただし、基本計画で指摘されている本調査の実施計画の変更につきましては、国民経済計算の精度維持を図る要請から変更されたことであり、国民経済計算の作成者である内閣府から意見を聴取する必要があるため、前回部会では結論を出さずに、今回の部会において内閣府から意見聴取を行った上で、改めて判断していただくことにいたしました。

(3)調査対象ですが、国及び地方公共団体の事業所を除外することは、妥当であるとされました。調査対象名簿の作成方法ですが、商業登記簿情報等の行政記録情報が活用されており、これは基本計画の指摘等を踏まえて対応されていることから、妥当であるとされました。

個別に主な意見を御説明します。基本計画との関係についてですが、で実施計画につきましては、国民経済計算の精度維持の観点からの要請が大きく影響したものである。したがって、内閣府からの意見を聞く必要があるという御意見。

として、回収率向上の観点から、調査票の督促回収については、平成24年夏ごろまで行うということであるが、本来平成23年暦年のデータが欲しいところ、夏までに回収することで、平成23年の年度データを提出する事業所が多くなる可能性がある。調査実施者は、回収されたデータの精度についてどのように考えているかという御質問がありました。

はこれとも関連しまして、報告者に対しては、暦年データでの報告が原則であることを周知していただき、協力をお願いしていただきたいというまとめの意見がありました。

では、大企業が暦年データの提出が困難な理由としては、企業の立場として、四半期決算を行っていたとしても、それ自体が会社として完全にオーソライズされていない。そういった意味で外部に出すことの抵抗があるのではないかという御指摘。また、業種によっては決算の際にまとめて売上げを計上するケースもあるという御指摘がありました。

次に調査対象についてです。の本調査において国及び地方公共団体の事業所が除外されることについては、問題ない。むしろ、これは基本計画でも言われているとおり、行政記録情報が活用されているという具体的な例であり、非常に好ましいという御指摘がありました。

ですが、労働保険情報等行政記録情報を活用することの利益は大きいですが、それはデータの精査等の大変な事務負担が必要となる。したがって、行政記録情報の活用にあたっては、長期的に手法を開発していかなければならない点を理解して取り組む必要があるという御指摘をいただいています。

続いて ですが、本調査では、商業登記簿情報を活用することとされているが、登記されていない事業所の存在も考えると、郵政事業や情報通信事業の有する情報等の活用も考えることはできないかという御示唆をいただいています。

最後に、その他についてですが、これは本部会の進め方ですが、本調査の調査票は、24種類と多く、一つ一つ確認していたのでは時間が足りないので、事務局に対して、本部会の効率的な運営について示していただきたいという御示唆もいただいています。

以上です。

首藤部会長 ありがとうございます。

それでは、前回の審議について、整理していただいたこの概要について、調査実施者から補足説明をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

説明者 参考3として、前回皆様方から御指摘をいただいた主な質問と、当日対応させていただいた当方の回答について、整理をさせていただきますが、1点だけ補足の説明をさせていただきますと思います。

1 ページ目の4 番目です。暦年数値の調査をしている工業統計調査、商業統計調査の現状について御質問をいただき、私から、工業統計調査については、お手元のとおり回答させていただきますが、商業統計調査については触れてございませんでしたので、その点について補足をさせていただければと思います。

商業統計調査は、御案内のとおり、周期で調査をしているところですが、調査日が調査年の6月1日に実施をしています。したがって、売上高等々については、6月1日調査との関係を含め、前年の4月1日から調査年の3月31日までの1年間について、商品販売額の調査をしている設計になっています。

ここに書いているとおり、特に小売業を中心として、商業の事業所については、個人企業が半数を占めている状況ですので、暦年で記入することに変更しても、この点については問題ないと考えています。先般も御指摘いただいていますように、いずれにしても、中

小企業団体等々を含めて、業界団体への事前の説明や、個別企業への説明会等々で、十分に暦年調査ということの周知をして、お願いをしていくと考えているところです。

以上です。

首藤部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について、御質問等があればお願いいたします。

それでは内閣府の方からどうぞ。

内閣府 前は欠席いたしまして、皆様に大変御迷惑をおかけいたしました。深くおわび申し上げます。

事務局より御報告いただきました件については、よく調整した内容ですので、内閣府としても了承しているところです。よろしくお願いいたします。

首藤部会長 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは審議に入りたいと思います。

今日の前半は、基本計画の関係と調査方法についての審議を行い、後半に調査事項についての審議を行うという審議の進め方にしたいと思います。

ただいまの内閣府の御意見、あるいは御説明に対して、何か御質問等ございますか。委員の方はいかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、内閣府から問題ない旨の御意見をいただきましたので、今回の実施計画が、基本計画に対応したものになっているかどうかについては、基本計画に対応したものになっているという部会としての結論を出したいと思います。よろしいでしょうか。

(うなずきあり)

首藤部会長 それでは、部会として了承したものといたします。

それでは、次に3の調査方法の「論点(1)調査員調査の調査対象範囲は妥当か」「論点(3)直轄調査において国・都道府県・市の調査対象範囲は妥当か」について、審議に入りたいと思います。

まず、調査実施者から各調査方法の調査対象範囲に関して、追加説明をお願いします。

説明者 資料1-1を使いまして、調査員調査と直轄調査における調査対象範囲について、御説明申し上げます。

資料の左側は、昨年7月に実施した基礎調査における調査対象範囲、右側が今回の活動調査における調査対象範囲となっています。

まず、左側の基礎調査における調査対象範囲の考え方です。御承知のとおり、基礎調査は事業所・企業の捕捉に重点を置いた調査でして、7月という比較的調査条件のよい時期に実施しています。また、把握をする内容についても、従業者数等の基本的事項を把握するというので、調査の内容が比較的容易であるので、単独事業所、新設の事業所のほかに支所数9以下の小規模な企業についても調査員が調査を行うという役割分担をしています。支所数10以上の企業については、行政機関が直轄調査で調査をしています。

具体的には、下の方にありますように、調査員調査においては、約9万人の調査員を動員して、1人の調査員が約70事業所を担当しました。直轄調査においては、行政機関が直接調査を行うことで、支所数により役割分担を行っています。市町村においては支所数10以上29以下の企業、都道府県においては、支所数30以上99以下の企業、国においては支所数100以上の企業と常用雇用者5,000人以上の企業、このような役割分担で実施いたしましたところでは、

一方、活動調査は経理項目の把握に重点を置いた調査です。また、国民経済計算の精度維持を図るという要請から、2月の積雪・寒冷期に実施をする必要があります。

また、調査内容についても、基本的な事項のほかに、全産業分野の売上高、費用等といった経理事項を把握します。

まず、2月の実施に関しては、前回の部会でも申し上げたとおりですが、2月の積雪・寒冷期に基礎調査と同数の調査員、約9万人を確保することは極めて難しいことから、調査員調査の調査対象範囲を縮小して、調査員数を削減いたしました。また、調査員の事務を簡素化して、負担軽減を図る必要があります。このため、活動調査における調査員調査については、基礎調査よりも2万人、調査員数を削減して、約7万人の調査員を動員して行うことにしています。

1 調査員当たりの担当事業所数については、基礎調査と同数で実施します。

調査範囲については、先ほど申し上げているとおり、単独事業所、新設事業所に限定して、調査員事務の簡素化を図ることにしています。

一方、企業に関する調査ですが、企業全体の経理事項と傘下支社の産業別経理事項の整合性を確保する必要があるということで、かなり調査事務が複雑・高度化します。このため、支社を有する企業の調査については、調査員による対応は難しいと考えており、行政機関による対応でと考えています。具体的には、一番下のところにありますように、直轄調査においては、市と都道府県、国それぞれでこのような分担で調査を実施することにしています。

基本的な役割分担の考え方については、結果利用を勘案した審査の正確性、効率性という観点で役割分担を決めています。地方消費税の配分基礎資料に使われることから、市であれば本社とすべての支社がその市内で完結している企業というような範囲にしています。調査票の審査をする上でも、相場感のある地元の企業について行っていただくという考えで、役割分担を決定しています。都道府県についても、本所と大半の支社が自都道府県内にある企業としています。

国においては、その対象を複数の都道府県に支社を有する企業、支社を有する従業者数30人以上の企業、特定の単独事業所として一定規模以上の製造業の単独事業所及び純粋持株会社としています。

従業者30人以上の企業の取扱いですけれども、基礎調査に比べ、調査員の受持ち範囲を変更した関係上、行政機関が行う直轄調査の対象企業数が基礎調査よりも大幅に増加をす

ることになっています。したがって、地方公共団体の負担軽減の観点から、右側の箱のところを書いてありますように、第1点として、従業者数30人以上の企業の事業所についてはすべて国の直轄調査として、市及び都道府県の直轄調査の対象企業数を軽減する措置をしています。

もう一つは、調査の実施方法についてですが、直轄調査については、国が一括して契約する民間事業者を活用して行うことにし、地方公共団体が直接行う事務を限定することにしてあります。地方公共団体が直接行う事務としては、調査票の督促回収と調査票の審査です。これは後ほどまた資料1-2でお話しさせていただきます。

3点目として、市の直轄調査固有の問題ですが、市においては、調査員調査について、調査員等に対しての指導業務や現地への随行といった業務があります。したがって、調査員調査の事務と直轄調査の事務が同時期に重なってしまうと、非常に負担が重くなるということですので、このため調査員調査に関する事務が終わった後に、直轄調査に関する事務を行うことで、それぞれの事務が同じ時期にならないように配慮しています。

4点目ですが、地方公共団体からの督促が円滑に行えるようにマニュアルについても整備をしていきたいということです。民間事業者が先行して調査票の回収業務をしますので、民間事業者が対象企業とやり取りをした状況についても、各都道府県、市に的確に情報提供を行いたいと思っています。

なお、これまでの話の中で、町村の中で本社と支社が完結している部分につきましては申し上げてきませんでした。本社とすべての支社が町村の中で完結しているという企業は全国で約1,000程度です。各町村単位にしますと、1あるかないかという数字ですので、町村部については、都道府県でまとめて調査をすることになっています。

調査方法に関しては、先ほど来申し上げておりますように、次の1-2、論点3、4の中でまた詳しい御説明をしたいと思っています。説明は以上です。

首藤部会長 ありがとうございます。

調査員調査の調査対象範囲の妥当性と直轄調査における市、都道府県及び国の対象範囲と役割分担、地方公共団体の負担軽減等について御説明をいただきました。

まず、調査方法の調査対象範囲に関して、質問があればお願いします。

西郷専門委員 今回の御提案によって、地方公共団体の負担が軽減されて、調査員調査のカバーする範囲が、2万人減に対応する程度の事業所数に収まるということですが、ざっくりとした数字で結構なので、これによってどこの数字がどれくらい動くのかを教えてください。

説明者 まだ基礎調査の数字も確定していませんので、あくまで概数推計ということですが、市直轄については1万弱ということですので、おおむね基礎調査における市町村直轄調査の対象企業数と同じぐらいの数になっています。都道府県の直轄調査の対象企業数については、8,000強ぐらいと見込んでいます。これについては、基礎調査の約3倍弱ぐらいの規模になっています。

直轄調査の対象企業数ですが、全体の8割の調査票は民間事業者が回収するという仕切りになっています。残りの2割を、市、都道府県及び国が直接回収するという事です。今、申し上げている数字は、残りの2割の部分の数字です。

西郷専門委員 随分少ないかと思いましたが、わかりました。

説明者 国の直轄分については、約2万6,000程度です。これは基礎調査に比べると、約7倍の規模になっていまして、国がより多くの負担を受け持つ形で考えているところです。

西郷専門委員 ありがとうございます。

首藤部会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

国の直轄分については、民間委託ということですね。

説明者 国と都道府県、市、それぞれの直轄調査の業務について、国で一括して契約して民間事業者に委託をして行うという整理です。

首藤部会長 国と都道府県すべて一括して行うわけですか。

説明者 そうです。例えば都道府県の直轄調査において、47都道府県がそれぞれ別個に民間事業者との委託契約をすることになると、かなり効率が悪いということもあり、国でまとめて一括して契約を行う形での実施を考えています。

首藤部会長 よろしいでしょうか。

それでは、この論点(1)及び(3)について、御意見ほかにございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、また何か御意見ありましたら、後ほどいただくとして、東京都と大阪府から何か御意見はございませんか。

東京都 実査をする地方公共団体の立場からすると、地方公共団体の負担軽減という観点で案を作成していただいたところは、結構だと思いますが、目標回収率の話は後ほどされるのでしょうか。

説明者 実施方法の中で行います。

東京都 では、その際に発言させていただきます。

首藤部会長 大阪府はいかがでしょう。

大阪府 特にございません。東京都と同じく民間事業者の目標回収率の8割については、後ほど御説明について必要があれば質問をしたいと思えます。

首藤部会長 ほかの委員の方、よろしいでしょうか。

それでは調査方法についての論点(1)と論点(3)については、妥当と判断したいと思えます。

それでは次に「3調査方法」の論点(2)「調査員調査において積雪地域を含めた調査方法については妥当か」、論点(4)「直轄調査の本社一括調査と実施方法については妥当か」について、審議をしたいと思えます。

それでは、調査実施者から追加説明をお願いします。

説明者 お手元の資料1-2になります。活動調査の調査員調査、直轄調査、それぞれ

の実施方法です。

まず、調査員調査ですが、積雪・寒冷期における調査員確保を図るということで、単独事業所と新設事業所に限定をした調査となっています。

調査方法については、まず、一般の地域ですが、積雪地域以外の地域を一般の地域としています。

こうした地域においては、調査員が平成 24 年 1 月から調査活動を開始します。まず、事業所の活動状態等を確認します。その後、その確認結果に基づいて調査票を配布して回収をするのですが、調査票の配布は、24 年 1 月までに行います。

回収業務については、2 月から最大 3 月上旬までと考えています。これは、調査員の任命期間の問題で、このような取扱いをしているところです。調査員の任命期間については、通常 2 か月以内としています。これは調査員の任命期間が 2 か月を超えると、調査員報酬に対しての源泉徴収手続きが必要になるためです。また、調査の実施時期が年度末に近い時期であり、市町村における調査員報酬の積算を年度末までに終わらせるためには調査員の任命期間を 3 月上旬までとする必要があります。このため、このような日程で調査を実施することにしています。

調査員による調査票の回収が 3 月上旬までとなっている一方で、確定申告の期限が 3 月 15 日になっていますので、そこまで待ってもらわないと調査票が提出できないという事業所も出てきます。したがって、調査員が任命期間中に回収できなかった調査票については、市町村が郵送でその後回収する形にしています。

それから、もう一つの地域、積雪の地域です。積雪地域といいますのは、積雪や路面凍結等で、調査員による調査票の回収が難しい地域を積雪地域という名称で呼んでいます。こうした地域においては、まず 1 点目の措置として、調査員の調査活動開始時期を一般の地域よりも 1 か月早めて調査を行うこととしています。平成 23 年 12 月から調査員が事業所の活動状態の確認に入っていき形にしています。調査票の配布時期は、1 月までで一般の地域と同じです。ここまでが調査員の業務でして、調査票の回収は、市町村が 2 月から郵送で行うこととしています。

なお、積雪地域の選び方ですが、市町村で地域の実情を勘案して選定していただき、国が地域の状況等を確認した上で積雪地域として指定するという形を考えています。この積雪地域については、単純な天候要因だけではなく選定ができないということです。例えば毎年の積雪量や気温、そういったものだけでは画一的な選定はできないということとして、地域の除雪の関係、きちんと除雪されている地域かどうかということもありますし、また、駅前の多事業所ビル、地下街、アーケード街といった直接的に雪の影響を受けないところもあります。様々な地域の状況を判断していただき、市町村から選定していただくことを基本にしています。

一方、直轄調査ですけれども、先ほど申し上げた調査対象範囲で、市は自市内に本社とその支社を有する従業者 30 人未満の企業、都道府県は県内で本社と支社が完結している従

業者数 30 人未満の企業、国は複数の都道府県に支社を有する企業、支社を有する従業者数 30 人以上の企業、SNA の確報推計用に優先的にデータ整理を行う一定規模以上の製造業の単独事業所と純粹持株会社を担当します。

先ほど申し上げたように、このような対象範囲とすると、基礎調査に比べて、対象数が全体としては 13 倍に増加します。先ほど西郷先生から御質問があった際にお答えした対象企業数は民間事業者が回収できなかった残り 2 割の数でしたが、全体ベースで見ると、大体 13 倍ぐらいの増加になります。

また、一方で地方公共団体、都道府県、市町村の統計リソースも、年々減少している状況です。したがって、今回の活動調査における直轄調査においては、民間事業者のノウハウ、リソースを活用することにより、地方公共団体の事務負担の軽減を図ることと、最終的な調査票の督促回収・審査を行政機関が直接行うことで、結果精度を確保していきたいということです。

具体的に申し上げますと、まず 1 点目が契約事務と経費の効率化です。これも先ほどの論点のところでお話しさせていただきましたけれども、市の直轄調査と都道府県の直轄調査を含めて、国が一括して民間の一事業体と契約をすることを考えています。これにより、地方の契約事務の負担軽減並びに経費の効率化が図れるものと思っています。

次に民間事業者のノウハウの活用ですけれども、実際にどのような業務を民間事業者に委託をするかということです。まず、1 点目は調査対象名簿の更新を民間事業者に行っていただくことを考えています。具体的に申し上げますと、傘下支社数の確認や本社・支社のそれぞれの事業内容の確認等を行いまして調査対象名簿の更新を行うことでして、これを来年の 12 月までの間で実施をすることを考えています

調査票は、民間事業者から郵送で配布いたします。再来年の 24 年 1 月に調査票の配布を行います。回収については、郵送またはオンラインによる回収で、民間事業者が全体の 8 割を回収します。

調査期日が 2 月 1 日ですので、平成 24 年 2 月から 6 月までの間で、民間事業者が 8 割の調査票を回収します。なお、この 8 割という回収率ですけれども、これについては、これまでの基幹統計調査において民間委託をした場合の回収率の実績を参考にしています。総務省統計局で行っています科学技術研究調査、経済産業省で行っています企業活動基本調査の回収率は、民間委託の場合で 8 割台でして、そのようなことを勘案して 8 割を目標にしているところです。

また、調査票の検査の事務を民間事業者が行うことにしています。具体的には、調査票の記入漏れ、支所漏れがないかどうかという検査をして、疑義が出たものについては、各企業に照会をし、訂正をする業務を 24 年 2 月から行うことにしています。

結果精度の確保ですけれども、経済センサスは、各種統計調査の母集団資料を提供する調査ですので、回収率や記入精度等の確保を図っていく必要があるということでして、そのための方策としてここに 4 点書いています。

1点目は契約の仕方ですけれども、契約は総合評価方式で行うことにしています。価格以外の要素も取り込んでいくということでして、民間事業者における実施体制や回収率の確保、先ほどの8割を確保するための様々な提案を含めて、質のよい民間事業者を選定していきたいと考えています。

2点目は、回収管理です。民間事業者の最終的な目標回収率は8割ですけれども、それが達成できるように、中間点として平成24年4月末、5月末の中間目標値を設定し、回収管理を徹底していきたいと思っています。例えば4月末の段階で目標回収率に達していない場合、次の5月末までの目標回収率の達成までに、必要な改善策を講じて対策をとっていくことです。

3点目ですけれども、民間事業者が回収できなかった残り2割の調査票については、行政機関が督促回収をして、調査票の回収を確保していきたいと考えています。民間事業者の回収は平成24年6月末までですので、7月から8月にかけて、行政機関が直接督促回収をするという形です。

4点目ですけれども、これは審査の関係です。民間事業者は、先ほど申し上げた記入漏れや支所漏れといった基本的な検査を行います。その民間事業者の検査が終わった調査票について、行政機関で直接調査票の審査を行い、疑義データに関しては、企業照会、訂正を行った上で最終的なデータ確定を行うことを考えています。

秘密保護の関係ですけれども、新統計法において秘密保護に関しての規定が強化されたこともありますので、再委託を受けた事業者を含め、秘密の保護の徹底を図ってまいりたいと考えているところです。

直轄調査、一番右上のところですが、報告者負担の軽減を図るという観点から、オンライン調査を活用した本社一括調査で実施いたします。本社一括調査ということで、本社については事業所ベースについて調査をするよりは、当然負担が大きくなるわけですが、本社一括調査をすることにより、全体としての負担軽減を図っているということです。

説明は以上です。

首藤部会長 ありがとうございます。それでは、何か御質問があれば、お願いいたします。

近藤専門委員 2点ありまして、まず本社一括調査におけるオンライン調査ですが、例えば本社に調査票等が来て、それを事業所に配りますよね。配って回収する形です。オンライン調査についてですが、それも事業所が記入できるように本社がいろいろセットするというのでしょうか、これが第1点です。

もう一点は、先ほど御説明のあった、経済産業省の企業活動基本調査のオンラインの回収率は何%ぐらいでしょうかということです。

説明者 1点目のオンライン調査の関係ですが、まだオンライン調査については、現在検討を進めている段階ですが、本社一括調査で、オンラインの調査票を本社しか利用

できないという形になりますと、非常に使い勝手が悪いと考えています。したがって、傘下支社でもオンラインの電子調査票を見ることができて、そこで書いたものを本社が取りまとめをして、提出ができるようなシステムを考えていきたいと思っています。

近藤専門委員 基本的には本社が全部事業所や支社に、そのような形でセットするわけですね。

説明者 そうです。

説明者 2番目の質問ですけれども、正確な数字は手元にありませんので、間違っていましたら、改めて御説明させていただきます。

対象が約2万5,000ぐらいだと思います。このうちの1割ぐらいが、現状ではオンラインで御報告いただいています。

近藤専門委員 わかりました。

首藤部会長 よろしいでしょうか。西郷委員、どうぞ。

西郷専門委員 3点ございます。

まず、民間事業者は、何社ぐらいを考えておられるのか。1社だと少し無理かと思うので、何社かに分けてかと思うのですが、それは何社ぐらいとお考えなのかというのが、1点です。

もう一つは、民間事業者に名簿の更新、調査票の検査等をお願いするという形ですけれども、その場合のマニュアルというか、どのようにそれを実施するのかということについては、調査実施者でどうコントロールなさるのかというのが、2点目です。

3点目は用語の問題ですけれども、「検査」という言葉と「審査」という言葉を使い分けておられるようですが、その使い分けについて教えていただきたいということ。以上3点です。

説明者 まず民間事業者との契約ですけれども、資料には1事業体という表現としています。これは1社に限定せずに、複数社が共同で事業を行うといったことも想定しておりまして、そういう意味で1事業体と書かせていただいています。1社ですべての業務ができる場合は、当然1社です。1社で仮にできないということであれば、複数社が共同で事業を行うという形での契約も想定しているということです。

民間事業者が各種業務を行う際のマニュアルですけれども、これにつきましては、まず契約段階において、業務委託の仕様書をつくります。したがってこの仕様書の中で、基本的にはそれぞれの業務について、いつまでにどのようなことをするのかといったことを書き込む形になります。

また、それ以外でも各業務についての補足等については、我々実施者から受託業者の方に様々な指示を出していくという形になりますので、そういった細かい補足的な資料も含め、所定の業務が円滑にできる形で進めてまいりたいと思っています。

言葉遣いとして「検査」と「審査」、これは確かに分けて使っています。「検査」というのは、どちらかという、一次的な審査という意味合いで使っています。記入漏れの照

会や支所漏れの照会は、当然書くべきところに書いていないということですので、一定の関連審査は必要なわけですが、そういった内容の基本的で一次的な審査については、検査という形をここでは使っています。

「審査」といいますのは、もう少し関連項目間の整合性の関係、あるいはこれは結果表に関しての審査も含んでいまして、例えば前回調査結果があるような調査、例えば工業統計でしたら、前年データとの比較で整合性を見た審査をする。このような二次的な最終的な審査という意味で、「審査」という言葉を使わせていただいています。

菅専門委員 資料1-2の行政機関が督促回収という点について、行政機関が調査票を審査されるのですが、この場合の行政機関というのは、具体的にどういう形になる予定でしょうか。

説明者 ここで行政機関といいますが、上の役割分担のところに書いてありますとおり、市、都道府県及び国ということです。それぞれが役割分担として、受持ちの範囲が決まっていますけれども、それぞれの受持ち範囲の中で、残り2割の調査票を回収して、調査票の検査も行っていくという形です。

首藤部会長 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

廣松部会長代理 実施方法に関しては、今の御説明で大体理解いたしました。

今後恐らく、今まで基本だった調査員調査の実施については、大変難しくなってくるだろうと思います。特に24年の活動調査に関しては、寒さがそんなに厳しくなくて雪が少ないことを願うより仕方ありません。それとは別にここに御出席の専門委員の方々は、このような現状はもう十分御承知だと思いますが、こういう議論をするときに、調査員の方の苦勞を無視して調査項目は詳しければ詳しいほど良いとおっしゃる方が大変多い。これは統計委員会の場でも、私の方から皆さんに御提案をしようと思っているのですが、調査員に直接応募するかどうかはともかく、やはり統計委員会および部会の委員の責任として、調査員の方に同行して、実査というのはどんなに大変かということを知る機会をつくった方がいいのではないかという気がします。それはこの調査だけでなく、調査員調査全体に関わることだと思います。

当面この24年の活動調査に関する調査員調査の部分に関しては、人数の確保についてもある程度基礎調査のときより減らした上で、その減らしたことによって生ずる作業については民間事業者を活用し、直轄調査という形、オンライン調査という形でカバーしようとしているのは、致し方ない点だろうと思います。これが1点目です。

2点目は、先ほどから話題になっています民間事業者の活用ですが、これは公共サービス改革法の対象にする予定ですか。それとも一般競争入札という形で進めるのか、そこを確認させていただければと思います。

3点目としてオンライン調査に関して、これは政府共同利用システムを活用する形態をとるのか。それとも今回の国勢調査のような形で、別途それとは違う形のシステムを開発する御予定なのか、その点を伺えればと思います。

首藤部会長 最初の点については、御意見ということでよろしいですね。では最後の2点につきまして、お願いいたします。

説明者 直轄調査に関する契約については、公サ法に基づく契約ではありません。あくまでも総合評価方式という形での契約を考えています。ただ、これは先ほどから申し上げていますが、価格だけの一般競争ではないということです。公サ法の精神をくみ取った形での総合評価方式で考えているところです。

オンライン調査につきましては、政府統計共同利用システムを使って実施いたします。

首藤部会長 民間事業者との契約の時期は、いつごろを予定されているのですか。

説明者 来年度予算の契約になるわけですが、できるだけ早い時期の契約を考えています。基本的には来年の12月までの間で、調査対象名簿の更新作業ということで、各企業に支所数、事業内容といったような確認作業を行います。企業数からして、かなり時間がかかることでして、その作業に早く着手をしてもらうということもありますので、平成23年度のできるだけ早い時期と考えています。

首藤部会長 ほかに御意見ございませんでしょうか。

東京都 大枠として私ども地方の意見を多く取り入れていただいておりますので、よろしいと思いますが、3点ほど意見を申し上げてよろしいでしょうか。

1点目ですが、先ほどから契約の話が出ていますけれども、まず、直轄調査について、地方公共団体の負担を軽減していただくということでありがたいと思っています。

先ほどのお話ですと全体の2割が行政機関による督促回収の対象になるとすると、基礎調査の3倍弱の数になるということですが、この督促時期は、地方公共団体の審査の時期と輻輳します。実施可能性の観点から是非ともお願いしたいのは、民間事業者の目標回収率8割は必ず達成していただきたいということです。契約の内容、相手方の選定については、是非目標回収率が達成できるよう進めていただきたい。これが1点目です。

2点目ですが、大枠が決まっていますが、詳細はこれからということですので、今後とも私ども地方の意見も取り入れていただきたい。

3点目ですが、回収率の向上や結果精度の確保という観点からですが、調査項目が複雑化しており、調査対象者に活動調査の内容をよく理解していただかないと、回収率の向上等は実現できないということで、全体の形でPRを是非進めていただきたいということをお願いしたいと思います。以上です。

首藤部会長 ありがとうございます。調査実施者の方から何か御回答はありますか。

説明者 1点目ですが、民間事業者の目標回収率8割が必ず達成できるようにとすることですので、私どもも回収管理の徹底をいたしまして、8割の回収率については目標どおり達成していきたいと考えています。

多分東京都がおっしゃっている趣旨としては、行政機関による督促回収の時期が7～8月の2か月間ですので、当初の見込みと大きく違ってまいりますと、急に実施体制を増員するといったことは、なかなか地方サイドでもできないということだろうと思っています。

私どももその辺の事情については承知していますので、目標回収率 8 割につきましては、是非達成していきたいと思っています。

2 点目の直轄調査に関する詳細に関して、様々な情報提供を含めて地方の意見を取り入れていただきたいということでもあります。これについても、都道府県、政令指定都市とは、検討会という形で意見交換を行う場を設けています。この直轄調査に関する詳細な事務内容についても、その検討会の中で具体的な案をお示しして、意見交換をしていきたいと思っています。

最後の広報の件ですけれども、私ども重々承知してしまして、調査内容が難しいこともありますし、経済センサスはまだ知名度が上がっていないということもあります。したがって、私どもも今は広報に関しての予算要求をさせていただいているところですが、予算の範囲の中で、できる限りの広報を行っていきたいと考えています。

東京都 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

廣松部会長代理 今の点と絡んで、先ほど確認し損ねたのですが、民間事業者を活用するときに、コールセンターの設置を義務づけるのですか。それとも契約の中の一部に入れるのか、それとも国が独自にコールセンターを設置するのか。そこを確認できればと思います。

といいますのは、今回の国勢調査でもコールセンターのが、きわめて重要な機能を果たしたようです。先ほどありましたように、国勢調査以上に複雑な調査の場合には、その機能が重要なものだろうと思いますので、その点お願いします。

説明者 今お話のあったコールセンターについては、この活動調査においても設置いたします。これは国が直接契約をします。直轄調査の場合ですと、直轄調査の業務委託の中にコールセンター業務も含めて、委託を考えているところです

首藤部会長 ほかにいかがでしょうか。論点 2 について、何でも結構です。

では大阪府の方、お願いいたします。

大阪府 調査員調査の中でも調査員の回収ができなかった場合、郵送と書かれているのですけれども、今回の国勢調査の例を見ますと、客体の方は郵送を希望されることが多いと思います。そのような場合、積雪地域はすべて郵送回収ですけれども、一般地域についても、ほとんど郵送で市町村なりが回収することが予測されると思うのですけれども、その辺の読みはどれくらい持っておられるのでしょうか。

それと、先ほどの民間事業者の活用で目標回収率について、8 割という数字が出ているのですけれども、これは他の調査で 8 割ということから出ている数字だと思いののですが、この事業者を国が一括で契約していただくことについては、非常に都道府県は事務的に楽になっていますのでありがたいことなのですが、例えば全国一律で 8 割と示されるのか。例えば回収しやすい都道府県で 9 割から 9 割 5 分回収されて、回収の難しい都会を抱えているところ、東京都や大阪府も含めてなのですけれども、そういうところでは 7 割 5 分ということになってくると、残りのフォローというところの件数がたちまち増えてくるのです

が、その辺について何かお考えがあるのでしたら、お聞かせ願いたいと思います。

説明者 1点目については、調査員調査の際に郵送で調査票の提出を希望された場合の扱いだと思います。先ほど申し上げたように、一義的には調査員が直接回収します。調査員が回収できなかった場合は、市町村が郵送で回収ということですが、調査員が調査票を配布して回収する段階において、郵送で提出したいという事業所が出てくることは想定されると思います。第2次試験調査ではほとんど出てきませんでしたが、本調査でそうした事例は当然発生するだろうとは思っておりますけれども、あくまでも調査員が回収することが原則です。

ただし、例えばある事業所が郵送で調査票を提出しましたといったものを、もう一度事業所に戻して調査員に渡してくださいということは、当然考えておりません。基本的な原則の中で調査を実施いたしますけれども、郵送で出してしまいましたということについては、それはそれで受け取るという形で考えているところです。

2点目の8割という目標回収率について、全国一本ではなくて地域別ということですが、地方公共団体との意見交換の中でもそうしたご要望を受けています。我々としては、現在仕様書の詳細を検討中ですが、全国一本で8割ということだけではなく、地域別にも目標回収率を管理していきたいと考えています。

ただし、全市町村ということになりますと、なかなか難しいかと思えます。事業所・企業が集中しているのは、政令指定都市、県庁所在地、中核市といった大規模都市ですので、そうした地域についても、調査票の管理を検討していきたいと考えています。

大阪府 ありがとうございます。

首藤部会長 ほかにいかがでしょうか。SNA作成部局として内閣府から何かございませんでしょうか。

内閣府 特にこの問題についてはございません。

首藤部会長 ほかにいかがでしょうか。

民間事業者の選定のプロセスとか結果については、何かウェブとかで説明されるのでしょうか。それともそういうのは全く考えていないのでしょうか。

説明者 民間委託に関しての手続きとしては、恐らく契約の段階の前に、仕様書などを、応札業者には当然お示しをしてという形にはなるかと思えますけれども、一般にという形では考えていません。

首藤部会長 どこが選ばれたといった結果や選定理由について、一般的な説明はされるのでしょうか。

説明者 それは調査企業に対してということですか。

首藤部会長 どういう事業者が選ばれたかということです。

説明者 応札結果の公表は義務づけされておりますので、公表されます。

首藤部会長 わかりました。

ほかはよろしいでしょうか。

「調査員調査において積雪地域を含めた調査方法は妥当か」。それから、論点4の「直轄調査の本社一括調査等実施方法については妥当か」というこの2つの論点につきまして、先ほど地方公共団体の方から御要望と御意見とありましたけれども、そういった点を十分に留意されて実施するというので、妥当と判断してよろしいでしょうか。

(うなずきあり)

首藤部会長 それでは妥当と判断したいと思います。次に論点(5)「オンライン調査を直轄調査に限定することは妥当か」。論点(6)「調査票の回収を確保するための方策は十分か」についての審議に入りたいと思います。それでは調査実施者から説明をお願いいたします。

説明者 オンライン調査の取扱いについては、資料1-3になります。今回の活動調査において、オンライン調査は、調査員調査には適用しないという扱いです。直轄調査で積極的に活用することにしています。

その理由の一つは費用対効果の観点です。もう一つは、調査の実施時期の変更に伴い、調査員の活動時期が積雪時期に当たるということですので、調査員の事務負担の軽減を勘案しています。

下の ですけど、まず、活動調査においては、先ほどから申し上げていますように、調査員調査の対象範囲は単独事業所に限定しているところです。本社一括調査で行う複数事業所企業に比べますと、オンライン回答による負担軽減というのは、小さいと考えています。支所のある企業ですと、その企業にぶら下がっている各支社について、オンライン回答を行う場合には、先ほど申し上げたように、各支社の方でもオンライン調査票が見られるようにと考えています。例えば本社の方でまとめて記入する際にも、一つの電子調査票の中で、個別の産業別の調査票を呼び出して書けるというようなシステムですので、支社を有する企業については、オンライン調査で回答することによって、負担が軽減されるものと考えています。

一方で単独の事業所になると1企業1事業所ですと、基本的には紙の調査票と全く同じようなものが、電子調査票で用意されるというような形にしかありません。このため、電子調査票で回答するという積極的な希望がなかったということです。第2次試験調査における単独事業所のオンライン回答率は2.1%と極めて低い結果になっています。

その一方で、仮に調査員調査にオンライン調査を併用するといった場合に、どのような調査方法になるのかというのが、二つ目の です。調査を受ける事業所にとってみますと、まず、オンラインで回答するかどうかを決めるに当たっては、通信環境、パソコン環境が合っているかどうか、操作性や利便性、これは電子調査票の様式とか回答方法になるのですけれども、それがあるかどうか、安全性が確保されるかどうか、様々なことを勘案してオンラインによる回答するかどうかを判断すると考えています。

したがって、調査員が調査票を配布した際に、オンラインによる回答をしますかと、仮に事業所に確認をしたとしても、その場での回答を得るとするのはなかなか難しいと考え

ています。そうしますと具体的には下の1)～3)までの業務が発生する形になります。

まず、最初の事務ですけれども、調査員が担当調査区内のすべての調査事業所に対して、各調査事業所固有のオンライン回答用のIDを配布する必要があります。

その上で市町村では、政府統計共同利用システムの中の調査票の受付管理システムを用いて、オンラインでどの企業が回答したのかということ、毎日確認する必要が出てきます。そのオンラインで回答した事業所の情報については、更に電話等で調査員に連絡しないといけません。調査員がそれぞれ受け持っている事業所のうち、オンラインで提出されたことについて、調査員に情報として返してあげなければいけないのです。

それを受けて調査員は、市町村から提出済みの連絡があった事業所を除いて、各事業所に対して回答したのか確認に再度行くこととなります。

活動調査は、調査員数を削減したといいますが、約7万人の調査員を導入する大規模な統計調査です。したがって、各市町村が調査員に電話で連絡をすること自体がかなりの業務量となります。単独事業所におけるオンラインの回答率が極めて低い中で、調査員、市町村の事務が大幅に増えるといったことの費用対効果を勘案して、調査員調査には、今回オンラインは適用しないという整理をしたところです。説明の方は以上です。

資料1-4は調査票の回収確保の方策です。調査票の回収確保の方策として、一番大きいところは1番目、2番目のものと思っております。1番目は報告者負担の軽減で、調査事項の簡素化、記入負担の小さい非OCR調査票の採用です。2番目は調査票の記入・回収期間の確保で、これもこれまで申し上げてきたことですが、調査票の記入期間として2か月間確保します。また、企業の決算公表が終了する24年夏ごろまで調査票の督促回収を継続します。

この1番目、2番目の話については、前回部会における基本計画への対応の中で、既にお話しさせていただいたところです。

3点目の調査員調査と直轄調査の実施方法の中での調査票の回収方策については、先ほどの資料1-2の中でお話しさせていただいたとおりです。

ただ、それ以外にも幾つかあろうと思ひまして、の部分です。報告義務、罰則について周知徹底を図っていくことで、これは調査票等の関係書類の中で周知徹底を図っていきたいと考えています。

督促回収に当たっては、特に罰則の周知を徹底する、そのような形を考えているところです。

4点目が調査環境の整備で、具体的には広報、各種関係団体等への協力要請、企業への説明会の開催等を考えているところです。調査の意義・必要性、経済センサス活動調査の実施に当たって、既存大規模統計調査を統合して負担軽減を図っていること含めて、周知をしていきたいと考えています。また、調査関係書類とは別に、各種広報媒体においても、報告義務の周知徹底をしていきたいと考えています。

5番目については、調査用品関係の工夫です。例えば調査票等を入れる配布用封筒につ

いても、各企業の手元には、民間のアンケートも含めて様々な封筒が日々来るということですので、国の基幹統計調査で報告の義務がある重要な統計であるということ、きちんと明示ができるような封筒も考えていきたいと考えているところです。説明の方は以上です。

首藤部会長 ありがとうございます。それでは、御質問、御意見があれば、お願いいたします。

最初に論点（５）から行きましょうか。オンライン調査の取扱いについては、いかがでしょうか。

廣松部会長代理 私は今回の整理として、調査員調査に関してはオンライン調査を適用しないという結論でいいと思います。調査員による回収か、オンラインによる回答かを報告者の方に選択してもらうという方法が、いくつかの調査で既に実施されていますが、今回、この活動調査は初めてであり、とにかく回答していただくことが最も重要な要件ですので、それに伴い、報告者側の負担をなるべく少なくするという。それから同時に季節を考えると、統計調査員の負担もなるべく小さくするという両方を並立させないといけないという意味で、今回のオンライン調査に関しては、この考え方の整理でいいと思います。

首藤部会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、また後で御意見があればいただくということで、論点（６）についてはいかがでしょうか。調査票の確保の方策です。

野辺地専門委員 企業の立場になって考えますと、調査票の回答をするに際して、別途作業を伴う、数字を集計して加工してやっと記入できるというようなものであるとそのまま埋もれていって後回しになって、ひいては回答に結びつかないというケースも出てきますので、極力企業が別途作業をしなくても記入できるものを心がける必要があると思います。

これはオンライン調査とも関係すると思うのですが、最近、企業はいろんな数字のやり取り等データの提出をする場合、コンピューターに入っているデータそのもので出すというのが随分増えています。それは新たに別に記入しないで済むというメリットがあるのであって、オンライン調査をするために、再度入力の手間があるのでは、省力化という点では、逆に企業にとっては負担が増える。そこら辺も念頭に置いて、極力回収率を上げる。企業が回答しやすい環境をつくる。その辺りについて配慮をしていく必要があると思います。

これは先ほどの方策の中で出てきた、調査事項の簡素化と結びつくのでしょうけれども、ただ簡素化するというのではなく、事務負担を軽減していくという観点で検討するのもよろしいのではないかと思います。以上です。

首藤部会長 ありがとうございます。

東京都、大阪府はいかがでしょう。何か御意見はございますか。

東京都 調査員調査対象事業所にオンライン調査を適用しないということで、市町村の負担増にならないようご配慮いただきましたので、これによろしいと思います。

大阪府 記入負担の話は、前回の基礎調査の時点でも、直轄調査で私自身も企業を回りましたが、企業の経理担当や総務担当の人数を減らされている中で調査票を記入しないといけないという状況で、既に企業にあるデータで記入できないのかということと言われるようなこともありました。このため、できるだけ企業には負担がかからない方が回収しやすいと思います。

首藤部会長 いかがですか。

近藤専門委員 アンケートを封筒に入れて送るわけですが、やはり企業というのは、大体受けるところは総務部、企画部、経理部というようなところだと思います。そこで、アンケートがたらい回しになると時間がかかりますので、きちんと今までの予備調査等も踏まえて、企画部なら企画部、総務部なら総務部ということで、そこへきちんと送るようにしていただきたいということが希望です。

もう一点、先ほど封筒の話が出ましたが、封筒の送り元としては、民間の名前が出るのですか。封筒に委託先の名称が出るのですか。

説明者 先にそこをお答えさせていただきます。封筒そのものに民間事業者の名称は出ないと思います。

調査のお知らせとかのパンフレットを添える形になりますが、そういったものは封筒の中の書類として入るのではないかと思います。

近藤専門委員 そうですか。というのは、役所から来るものと民間のシンクタンクとかから来るものとは、回収率は大分違いますから、きちんと封筒に役所の名前があると、回収率は高くなるということです。

説明者 1点目の調査関係書類の封筒がいろいろなところで、たらい回しにならないように、ということですが、それについても、来年12月までに行う事業所の確認段階で、実際に記入担当者としての部署名や担当者の氏名といったものも一緒に確認させてもらい、調査票を実際に送った段階で、迷子にならないようにしていきたいと考えています。

近藤専門委員 わかりました。

首藤部会長 最後の点ですが、事前にあて先をまず確認するという作業が行われるわけですか。

説明者 基礎調査の情報で、既にわかっているものもありますし、そこでわからないものについても、事前に事業所に関して支所の変更がないとか、あるいは事業内容の変更があるかどうかという確認をする際に、併せてそういった記入担当者についての情報も整理したいと考えています。

首藤部会長 わかりました。ほかにいかがでしょうか。

これまでの御意見では、ともかく企業サイドの記入負担をなるべく小さくすることが回収率を上げるために不可欠だという御意見を委員の方、あるいは地方公共団体の方から

ただいています。それから、なるべく適切な記入者のもとに送られるように工夫する。それから封筒等についても、役所からだということを示していただきたいという御意見がありました。ほかに何かございますか。

事務局 事務局で1点確認ですが、先ほど野辺地先生がおっしゃった調査報告者が記入しやすいような調査環境として、具体的に何か想定されているということでしょうか。

野辺地専門委員 特に具体的に、今すぐこうしたらというものは考えつかないですけれども、調査項目の中でいろいろなデータを求めていくのに際して、通常、企業が把握しているものは答えやすいですし、内容について内訳を相手先の業種別に聞くとなってきましたと、かなりの作業を伴ってきますので、そこらについては作業量との兼ね合いで調査項目を決めていく必要があるのではないかという点です。

事務局 調査事項のところ。

首藤部会長 そうですね。そういうことがありましたら、再度。

廣松部会長代理 ただ、今の点で、最近企業では、情報セキュリティの観点から、バリアが高くなりつつある。かつては特定の部署がもっている数値を、オンライン調査票にそのまま流せば簡単だという話があったのですが、最近は必ずしもそうはならないというか、必ずどこかで一度チェックポイントというか、何かを設けてセキュリティを確認した上で使わなければいけないということになりつつあると聞いています。そういう観点からの難しさも、出てきつつあるようです。そうすると、統計調査にオンライン調査を導入するといったとき、今後新たに考えるべき点になり得るかもしれないという気がします。

首藤部会長 調査方法でうまくクリアできるかどうかというのも、ひとつ大きな問題だと思います。

近藤専門委員 今回の点に関しまして、企業でアンケート調査等をやってきた経験から言いますと、アンケート調査がある部門に来て、例えば企画部門に来て、経理的な事項は経理部門に聞く。労務的なことは人事。そういう形で自分のところでは全部は書かずに、内部で書類を出してきちんと数字をもらって、それを転記しているというのが実態で、そういう意味では、セクション間の承認をもらったような形でやっているのが実情です。それは前からやっていると思います。

首藤部会長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、先ほど幾つかありましたけれども、回収率の向上という観点から、なるべく企業の負担を小さくし、調査票の送付先は明確にデータを提出する部署にするといった工夫をしていただくということで、妥当と判断をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(うなずきあり)

首藤部会長 ありがとうございます。

少し早目に終わりましたけれども、次の調査事項についてはもう少しいろいろな問題が出てくるのではないかと思いますので、ここで約10分間休憩を挟みたいと思います。

(休憩)

首藤部会長 それでは、時間になりましたので、再開したいと思います。

調査事項についての審議に入りたいと思います。今回、調査実施者から示された調査票は24種類となっておりますが、前回の部会で廣松委員から御指摘のとおり、すべての調査票について一つ一つ審議していくというのは、時間に限りがあり、各調査票の表面はほぼ同じ調査事項になっていきますので、代表的な調査票を示していただきまして、それについて、審議をしていきたいと思います。

また、調査票の裏面ですが、これについては産業別に異なっております。主産業、従産業の売上高の把握の項目、工業統計調査、商業統計調査、特定サービス産業実態調査の調査事項を取り込んでいる事項、それ以外に産業別に必要とされる事項に分けて、審議をしていきたいと思います。

それでは、論点1、共通調査事項につきまして、調査実施部局から説明があれば、お願いいたします。

説明者 本日お配りしました資料2、参考及び前回の部会で配布させていただきました調査票を参照させていただきながら、説明させていただきたいと思います。

資料2ですが、この中で活動調査の調査事項について、どのような形で検討及び整理をしたのかというものを、1枚目に書かせていただきました。

上の枠の左側に活動調査の意義、あるいは目的として、大きな2つの項目、包括的な産業構造の把握、それから事業所・企業の母集団情報の整備という形で、整理をさせていただきました。産業構造の把握の中では、国民経済計算等の基礎資料として全産業をカバーする1次統計の整備、あるいは体系的に未整備なサービス産業分野の統計整備、そういった観点でこういった項目が必要なのかということで、かぎ括弧で企業会計原則に従って売上高、必要経費等を把握して付加価値額を推計する、そのような形で整理をさせていただいておりますが、若干、経済センサスの創設の背景も含めまして、この点について説明申し上げたいと思います。

前回の部会の中で、事務局から7年来の検討だったと紹介がございましたが、経済センサスの創設がうたわれたのは、平成15年の各府省統計主管部局長会議の申合わせです。

「統計行政の新たな展開方向」という中で、枠の右側にありますが、このような大規模統計調査は、産業ごとにそれぞれ異なる調査年次、調査周期で実施をされており、それらの結果を統合しても、我が国全体の産業を対象とした、包括的な産業構造統計を作成することはできない状況にあることが指摘されております。

その指摘を受けて、先ほど申し上げたとおり、全産業をカバーする1次統計の整備をする必要があるのではないかとということで、私たちも検討してきた経緯があります。

では既存統計は、今までどのような形で実施されていたか、右側の枠ですが、事業所・企業統計調査は、5年ごとで、間で簡易調査を実施しています。サービス業基本調査は5年ごと、工業統計調査は毎年、商業統計調査については、5年ごとで間に簡易調査を行っています。本邦鉱業のすう勢調査は5年ごと、特定サービス産業実態調査は毎年となって

います。事業所・企業統計調査については、5年ごとに行っていますが、人数を把握しており、経理項目は把握しておりません。

この5年ごとで間に簡易調査が、商業統計と同じ周期で回ってくるわけですが、平成11年と平成16年に、商業統計調査も事業所・企業統計調査も行われておりますが、平成11年と16年は経済指標の基準年の前年です。例えば平成12年、17年の国勢調査が行われる年が、SNAや産業連関表の基準年に当たりますが、その国勢調査の前年に、このような大規模統計調査が行われており、地方公共団体にとっては国勢調査の準備年で大変な時期に、経済統計の大きな統計調査行われているということになっています。

したがって、平成11年には事業所・企業統計調査と商業統計調査を同時に実施した経緯があります。ただ、別々の調査票で実施をしたものですから、地方公共団体にとっては負担軽減にはなっていませんでした。それを踏まえ、平成16年のときには、事業所・企業統計調査、商業統計調査に加え、サービス業基本調査も平成16年に回ってきましたので、3調査同時に実施させていただきました。このときは調査票1枚で調査をさせていただきましたが、サービス業基本調査については、サンプル調査であること、それから一部の業種、例えば遊興飲食店のような業種は、調査対象外になっている調査ですが、サービス業、商業についても、経済指標推計の基礎となるようなデータは、この調査しかありません。例えば平成17年のSNAの基本となります産業連関表をつくる段階では、この平成16年の調査結果を使って、産業連関表の推計をしています。

このときは、平成16年6月1日で3調査同時で実施しておりますので、対象年としては、商業やサービス業についても、平成15年4月から16年3月までの1年間の金額を聞いています。その1年間は、15年度の数字になるわけですが、それを17年暦年に何らかの代替指標で換算をして、産業連関表あるいはSNAの推計の基礎として使わせていただいた経緯があります。

一方、経済指標については、国民経済計算だけではなく、地方公共団体についても県民所得あるいは市民所得ということで推計されています。あるいは都府県単位でも産業連関表をつくっているわけですが、先ほど申したとおり、商業についてもサービス業についても、大本になるのがこの統計調査です。更に、そのほかの業種になりますと、国レベルでは統計があっても、地方レベルになりますと、そういった県民所得あるいは市レベルの産業連関表を推計する基礎資料がないということも、指摘されておりました。

それを踏まえて、この活動調査が実施されることとなります。今回私どもは平成23年暦年を対象に調査をすることになりますが、平成23年を対象にしました産業連関表の生産推計等に使っていただいて、産業連関表の精度向上の役に立つことができるのではないかと考えている次第です。

以上が上段のところ、包括的な産業構造の把握、そういった観点でかぎ括弧で書きましたが、活動調査の目的として売上高あるいは必要経費総額等を把握し、その中から付加価値額を推計すること、付け加えれば、地域別にもこのような結果を集計することを活動調

査の目的として掲げているところです。

もう一つ大きな柱、目的として事業所・企業の母集団情報の整備があります。ここのもとになりますのは、事業所・企業統計調査です。先ほど申し上げたとおり、この調査では人数は把握しておりますが、金額の経理項目は把握しておりません。したがって、これまで事業所・企業の母集団といえますと、事業所の産業分類と人数あるいは資本金が入っていることになってはいますが、産業分類につきましては、小分類の格付けでしかありません。

ご存じのとおり、日本標準産業分類については、細分類4桁が設定されていますが、残念ながら、今までの事業所・企業統計調査をもとにしますと、産業小分類の格付けしかなかったという経緯があります。ただ、例えば製造業においては、工業統計調査で調査をしていますので、そこでは品目別の出荷額等を把握しており、その結果から事業所の細分類の格付け、4桁の格付けが可能となっています。商業統計調査については、卸売小売業を対象にしまして、やはりこれも品目別で販売額を把握していますので、この卸売小売業についても、産業細分類の格付けができる形になっています。

今回、活動調査を行う上で、売上げをなるべく細かいレベルでとっていき、産業細分類で事業所の産業格付を行いたいと考えて、調査事項を設定しています。

したがって、この売上げを細分類でとることにより、例えば今までの標本調査でいいますと、情報サービス事業を行っている事業所をピックアップしたいといった場合、今の情報ですと、情報サービス業を主にしている業種、事業所はピックアップが可能ですが、情報サービス業をサブとして兼業として、メインは違うアクティビティをやっているが、情報サービス業をサブとして行っているような事業所のピックアップがなかなか難しい状況でしたが、今回、その要望にもこたえる形で、調査事項を設定し集計していきたいと考えているところです。

真ん中中段にありますますが、そういう目的意識を持ちながら、調査事項を考えた次第です。第1次試験調査、第2次試験調査と、2回の試験調査をさせていただきました。しかし、第1次試験調査は、実施時期の変更をする前に行ったものですから、欲張って調査事項を聞かせていただきました。これは後ほど調査項目の説明の中で、併せて紹介させていただきたいと思いますが、第1次試験調査はそのような状況の中で調査をしたことを、承知おき願えればと思います。

中段の右側にありますように、実施時期の変更に伴って、簡素化を含めた再検討を行うようにという指摘も基本計画の中で受けていますので、そういったものを受けて調査事項については、検討させていただきました。

下段ですが、試験調査を踏まえ、それから各府省、都道府県とも調整をさせていただきながら、調査事項について決めさせていただきました。

いろいろな項目がありますが、大きく分ければ、全産業共通調査事項と産業別調査事項とに区別ができるだろうと考えています。

産業共通調査事項としては、ここに書いたとおり、必要事項に限定した売上等の経理事

項、あるいは母集団情報として必要な従業者数、あるいは資本金等の事項でくることができるかと思っています。産業別調査事項については、後ほど詳細に説明をさせていただきますが、全体的な話とすれば、まず行政施策に必要な事項と、活動調査で統廃合しました工業統計調査、あるいは商業統計調査、そういった調査事項については、結果の継続性を維持する観点から、必要な事項を入れさせていただいたことになっています。

それだけではなくて、この活動調査をやる上で、産業別に産業特性の事項、例えば、サービス業における相手先の収入割合のような事項も可能な限り入れ込んで活動調査の調査事項を設定したつもりでいます。

2枚目の全体的な調査事項の構成ですが、まず上段が全産業共通調査事項で、下が産業別です。上の方の縦の枠は、産業構造の把握、母集団情報の把握と目的別にくくった形になっています。産業構造の把握と母集団情報の把握については、両方に関係する売上高、人数、資本金、こういうものはどちらにも使われることになっており、両方に、真ん中辺に置かせていただいています。

上段は産業共通項目になっていますので、産業共通項目について、申し訳ないですが、調査票を開いて説明させていただきたいと思います。前回の部会でお配りさせていただきました調査票の最初、01番、単独事業所調査票を開いていただきたい。元はA3のカラー刷りですが、今日のところは申し訳ありませんが白黒です。上の方から説明をさせていただきたいと思います。

先ほど申し上げたとおり、全産業共通項目と産業別に分けさせていただきましたが、共通項目はこの調査票表裏の中の表面、第一面の方にまとめさせていただきました。上の方から説明させていただきますが、名称、所在地、経営組織、開設時期があります。その下に従業者数という人数の欄がありますが、基礎調査とは変えた項目が1点あります。それは従業者数の欄の一番下、「(2)別経営の事業所から来てこの事業所で働いている人(受入者)」の中を、出向と派遣とに分けさせていただきました。

基礎調査では、派遣労働者を1つにくくらせていただきましたが、今回、子会社、関連会社等からの出向者なのか、労働者派遣会社からの派遣なのか、区別、把握をしたいということで、ここは分けさせていただきました。

その下、6番目の売上金額、費用総額ですが、ここについては、1つの欄だけですが、次の02の調査票をめくっていただいて同じ場所を見ていただきたいと思います。ここでは、個人経営と個人経営以外で、2つの枠で設定させていただいています。どういうことを指しているかといいますと、単独事業所、1社1事業所の事業所でありましたが、個人事業所、個人経営であれば左側の枠に書いていただき、それ以外だったら法人会社関係ですが、それは右側の欄に書いていただくことで、分けさせていただきました。

なぜかといいますと、個人事業主はほとんど青色申告の方が中心ですので、青色申告の様式と合わせた項目にさせていただきました。先ほど委員の方からもご指摘がありました。個人事業が、企業側が別途推計して作業をして書くのは大変だというご指摘がありました。個人事業

業主であれば、2月1日の調査ですが、確定申告の用紙と同じ項目にしておくことで、確定申告の数字をそのまま転記して回答するというのが、スムーズにいくのではないかと考えました。

片や一方、会社関係、法人関係については、損益計算書の項目にのっとりた形で、調査項目を設定させていただいております。どういう項目をとるのかとといいますと、まず売上金額をとります。それから費用総額をとります。個人経営以外のところで説明させていただきませんが、給与から始まりまして福利厚生、動産・不動産賃借料、減価償却費、租税公課、外注費、支払利息、こういった項目をとる予定でいます。

この項目から活動調査として企業単位の付加価値額を把握する予定です。売上から費用総額を引いて、給与と租税公課を足し上げた形で付加価値を推計しようと思っておりますが、実はこの企業単位の付加価値については、減価償却費を入れるか入れないかという議論がありました。減価償却費も入れる推計もあるだろうと思っております。

したがって、集計としては、減価償却費を入れないで付加価値をつくりませんが、その横の欄のところで減価償却費という欄を設けさせていただいて、ユーザーにとってみれば、減価償却費を含めた産業ごとの付加価値額を推計することを可能としておきたいと思っております。

また、統計調査において、この付加価値のとらえ方も、若干調査ごとで異なっています。例えば、法人企業統計調査における付加価値額の推計は、この計算式のほかに、福利厚生費あるいは賃借料、支払利息も含めて付加価値額にしていますので、今、紹介させていただいた項目については、法人企業統計の付加価値とも比較できることを考慮して調査事項として設定しました。

賃借料、支払利息については、産業の投入コストという観点からも必要ではないか、あるいは産業連関表の推計にも必要だという意見もありました関係上、ここに入れさせていただきました。

以上が、費用関係の項目です。ここで把握した売上金額は、すべてのアクティビティ、トータルとしての売上金額ですので、これを、右側の上の調査事項で、事業別の売上金額アの農業、林業、漁業からずっと下の医療まで含めて、22の項目区分に分けて、事業別に売上を聞かせていただこうと思っております。

例えばメインは建設業でありながら、製造事業、小売、サービスをしていたとなれば、それぞれのこの項目の欄に金額を入れていただきます。あるいは金額の生の数字を書かなくても、割合でもいいことにさせていただいております。例えば個人事業主の床屋さん、クリーニング屋さん、そういったところについては、恐らく6番目で書かれました売上金額で、7番目に来たときに、生活関連サービスにしか金額が入らないと思っております。そのときに同じ金額を下1桁まで書くのか、100%と書いてもらった方が簡単なのかと考えたときに、やはり100%で書いた方が簡単ではないかということ、これはアメリカの経済センサスではこういう書き方をしているとアドバイスをいただき、また、試験調査で行った結

果も良好な結果でしたので、金額ではなくて割合でも構いませんという調査設計にさせていただきます。

その下の枠、9番目以降、電子商取引の有無からの項目ですが、ここは若干、全員が全員書くという話ではありません。空いたところに書かれていますが、外国の会社等は答えなくても構わない項目になっています。

まず、電子商取引の有無ですが、事業所・企業統計調査あるいは商業統計調査でも電子商取引の有無自体は聞いていました。今回それに加えて、一般消費者と行った場合について、その割合を書いていただくことにしました。

その下の設備投資の有無、あるいは取得額ですが、有形、無形と分けさせていただきました。これを分けたのは、SNAあるいは産業連関表の推計上、有形と無形を分けていただきたいとのリクエストもありましたので、無形はソフトウェアのみですが、分けさせていただいた経緯があります。

その下の家用自動車の保有台数ですが、これは、輸送統計調査の母集団名簿として利用するほか、産業連関表の自家輸送マトリックスとしても利用するとのリクエストがありましたので、この項目を法人のみですが、入れさせていただいています。

土地建物の所有の有無ですが、これも法人土地基本調査の母集団名簿として使うとリクエストがありましたので、入れさせていただきました。

最後、資本金の額あるいは外国資本比率も入れて、母集団情報の整理として役に立てたいと思っています。

決算月も同じです。

これが1社1事業所に関する調査項目ですが、併せて全産業共通と申しますと、もう一つ説明しないと完結しないので申し訳ないですが、企業票という概念の調査票もありますので、企業単位ではどのように把握するのかという説明をさせていただきたいと思います。調査票をめくっていただいて、13番の調査票まで行っていただきたいと思います。この13番が先ほどは1社1事業所に対する調査項目でしたが、ここは直轄調査という言葉がありました、複数の支所を有している企業に対する調査票で、企業単位でお答えいただく項目になっています。

名称から始まり、経営組織、下に4番目として海外支所がありますかと、海外の支所あるいは人数についてお聞きしています。これは1社1事業所、先ほどの調査票にはありません。なぜならば、先ほどは単独で、支所を持っていない事業所ですので、この項目には必要ないだろうと思っています。

6番目で企業全体としての売上高を聞かせていただいています。ここでは、先ほど言った個人事業主の確定申告という欄はなくして、主には会社関係でありますので、会社関係の項目で書いていただくことにさせていただきます。

右の上に行って、7番目は同じ形です。

その下の8番目の電子商取引からも同じですが、12番目、商品売上原価という項目が入

っています。ここだけが先ほどの事業所単位のところではなかった項目です。これは中に説明文が書いてありますが、商品売上原価については、商業のアクティビティ、つまり卸売小売事業を行った会社のみがここに書いていただく項目にさせていただいています。商業事業の販売額に相当する商品売上原価をここで把握しておいて、産業連関表でマージン額の推計にも使えるようにしておきたいと考えているところです。

当然企業単位だけでなく、単独の事業所についても調査は必要ですので、そこについては、卸売小売業の調査票、あるいは転売があります製造業の調査票にもこの項目が入っている次第です。

以上が産業共通調査事項としての項目ですが、実は、企業票の中で最後に説明させていただきたいことが1点だけあります。純粹持株会社の把握をどうするかです。2次の試験調査までは、「純粹持株会社ですか」という項目を設けさせていただきましたが、今回その項目は入っていません。なぜならば、1つは基礎調査の中で、純粹持株会社か否かの把握をさせていただいているからです。したがって、その純粹持株会社という名簿を使って、先ほど直轄調査の中でも事前の確認をするのかというお話がありましたが、その事前確認の中でも更に確認させていただこうと思っています。当然21年7月以降の状況ですので、それ以降、純粹持株会社になりましたという企業もあろうかと思っています。そこについては直轄調査の中で、把握をさせてもらい、なおかつ、企業票の左側の真ん中にありますが、企業全体の主な事業内容等を書く欄、あるいは単独の場合ですと主な事業を選択するところがありますが、その中で純粹持株会社を選択してもらい、把握することを考えている次第です。したがって、試験調査で設定をしていました純粹持株会社か否かという項目は、この企業票あるいは単独事業所の表面からは削らせていただいたことになっています。

全産業共通項目の説明は、以上です。

首藤部会長 ありがとうございます。

1点確認ですが、純粹持株会社の場合は、最初の3のところでは出てこないが、どこでチェックされるとおっしゃっていましたか。

説明者 純粹持株会社は、サービス業です、調査票としては細かくなって申し訳ないですが、11番単独の場合ですとサービス関連産業Bという調査票がありますが、この調査票の裏面、15番でサービス関連産業Bの事業収入の内訳という欄があります。ここで分類番号と事業内容というのがありますが、これは分類表を別途お渡しさせていただいて、分類表から選んでここに書いていただきます。例えば情報サービスのソフトウェア開発などと選んでもらいますが、その中に純粹持株会社という分類番号と純粹持株会社という事業内容がありますので、そこを選んでもらい書いていただくということになります。

首藤部会長 ありがとうございます。

それでは、共通的調査事項について、質問がありましたらどうぞ。

菅専門委員 意見ではありますが、今回の調査事項については、2点あります。

産業連関表の推計という意味では、非常に画期的な内容であります。というのは、産業

連関表の推計で最初に行い、かつ重要なのは、国内生産額の確定ですが、これを同一時点ですべての産業について直接観測することは、これまでできなかったわけです。一部の産業については、間接的なインフォメーションで推計していました。産業連関表は縦横の合計が一致するところで、精度の保証をしているわけで、その縛りを確定できるという意味では、非常に画期的であります。

こういふと、今までの産業連関表はおかしかったのかと誤解されますが、そうではなく、かつては工業、商業が産業の大半を占めていて、かつ、両者とも全数調査だったので大きな問題はなかった。ただ、製造業の空洞化とサービス業の拡大が、結果的にサービス業の重要性を増して、その分野において国内生産額推計の資料が足りなかったことが問題になった。それが、ほぼ今回で直接観測できます。すなわち間接的に推計しなくてもいいという意味では非常に画期的であり、恐らくこれによる精度向上が図れる。つまり、産業連関表のいう意味の精度向上というのは、縦横のへりの情報、縛りが精度高くとれるということになると思います。

第2点として、この調査事項の中で母集団情報の把握として自家用自動車等を調査しています。これもまた大変重要なことで、これは自動車輸送統計が関わりますが、営業用については行政記録等で名簿情報が入手できます。ただ、自家用に関しては、そういう名簿情報がとれないものが、今回のような調査でとれるわけですし、これもこの部分で比較的効率高く調査が実施できるという意味で、間接的に報告者負担の軽減と精度向上という難しいことを達成するための基本的な情報を提供しています。これは土地建物の所有の有無もそうですし、妥当だと思われます。

したがってこの2つの意味で、画期的な内容なので、この形で調査を実施していただくことは、大変意味のあることだと思われます。

首藤部会長 ありがとうございます。今、高い評価が得られる調査だという指摘です。

これに関連して、この調査では、自動車保有台数は、リース車両も含むと書いていたが、そういった数値でも意見をいただいたように、今までミッシングであったところを埋めるという点で、評価できると考えてよろしいですか。

菅専門委員 従来自動車の輸送統計は車検のデータで行っていたが、効率が悪いということがわかってきました。そのため、営業用に関しましては、事業者に関する行政記録を使うとことで非常に効率的な調査ができました。ただ、自家用車に関してはそれができませんでした。その場合レンタルを含むというのは、保有というよりも、実際に輸送活動を行っているということ把握したいわけで、そうすると全部がレンタル車で活動を行っている可能性もありますので、そういう意味でこういう情報で適当であると思われます。

首藤部会長 私はこれを最初見たときに、リースと保有とを区別した方がいいのではないかと直感的に感じましたが、それは書き込む項目数が多くなるから避けたということでしょうか。

説明者 この点について国土交通省とも相談させていただきました。リース会社でカウ

ントした方がいいのか、実際に使っている産業の方でカウントした方がいいのかという議論をさせていただいて、その結果、リース会社が所有している台数ではなく、実際にどの産業が車を使っているのか、その観点で調査結果として欲しいということになりました。リースも含めて、その産業が使っている台数を書いていただくことにさせていただいたところです。

首藤部会長 わかりました。

ほかに何か質問、あるいは意見で結構ですので、お願いをしたいと思います。

野辺地専門委員 企業向けの調査票、いろんな調査票全部に共通しています。例えば13番で説明いただいた企業調査票の中の6番売上と費用の内訳、費用の中身ですが、として「費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）」となっているが、その下のの支払利息等は通常の企業ですと営業外費用になっているケースが多いです。一部の特定の業種では売上原価となっていますが、費用総額に含まれるのかどうか、また、営業外費用以外にも特別損失ということで、臨時の金額が多額のものや、過年度にかかわるもの等が処理されていますので、この費用総額として、「売上原価＋販売費及び一般管理費」に限定した表現ですと、記入する側として営業外費用のものをどこにどうするのか、特に支払利息との関係、あるいは特別損益との関係で迷いが出ると思います。

先ほど説明いただきました付加価値の算定といった観点から、何を聞きたいのか、わかりやすくしていただいた方がよろしいかと思えます。

説明者 指摘ありがとうございます。確かに、営業利益を出すための項目ですので、営業外は入らないという注意書きを記入の仕方の方できちんと書いていきたいと思っているところです。

首藤部会長 記入するときに、例えば記入の仕方、きちんと説明されるということでもよろしいですか。

説明者 はい。そうです。

首藤部会長 ほかにいかがでしょうか。

近藤専門委員 同じく今の費用のところ、番に「福利厚生費（退職金を含む）」とありますが、退職金というのは普通、退職に備えて企業が每期、引当てとして積むものと実際に個人に直接払っている退職金の支払いとがあります。調査票ではそれがはっきりしていないので、定義をきちんと書いていただきたいです。

首藤部会長 退職金を含まないということですか。

近藤専門委員 退職金の定義です。個人個人への支払いベースと引当てがあります。普通、費用としては引当て金です。

野辺地専門委員 今はそうです。

近藤専門委員 費用としてなら引当金に相当しますから、この表現ですと実際に個人に払っている、即ち個人がもらっている金額ととられますので、その辺の定義をきちんと書いていただきたいです。

説明者 わかりました。

菅専門委員 出向と派遣を分ける話ですが、これについておそらく調査をなさってこの2つが分けられることを確認されたと思いますが、それに関して、どのように分けられる情報が得られたのか、その経緯を教えてくださいと思います。

説明者 1次試験調査及び2次試験調査でも、この項目を入れさせていただいて、記入率が5割、6割ありました。ただ、出向派遣を受け入れた事業所を分母にした記入率はわかりません。したがって、この欄に記入のなかった事業所が、出向派遣を受け入れているのかいないのかはわからないので、きちんとした記入率にはなっていないかもしれませんが、そういった意味を踏まえて言わせてもらえば、産業によって少し違いますが、5割、6割の記入率があったということで、このまま調査事項にできるのではないかという判断をしたところです。

首藤部会長 よろしいでしょうか。

取り上げている項目について、何か意見ありますか。これで十分、勿論最小限ということですが。

内閣府の方は何か意見ございますか。

内閣府 内閣府としては結構です。要望の中で、実現可能に向けた最大限盛り込んでもらっていただいていると思っています。この次の調査に向けてですが、今回冒頭の説明、1枚目ですが、実施のため調査事項を簡素化した部分という表現があります。私ども、それぞれの経済構造統計を最大限利用している立場からしますと、ごく一部ですが、そうした簡素化をされた事項についても、次の調査では、善処をお願いしたいと思っています。

首藤部会長 具体的に簡素化されて、次回は取り上げていただきたいというものは何か具体的に共通事項の中ですか。

内閣府 今、私どもでひとつ簡素化の対象になっていますが、特定サービス産業実態調査の項目が幾つか少ない数ですが、毎年、私ども年次推計で使っているものですから、そのものについて将来的な課題として、テークノートしていただければと思っています。

首藤部会長 調査実施者の方、いかがでしょうか。

説明者 後ほど説明させていただきますが、サービス関係についても、入れられるものは入れましたが、ある特定の業種に限ったものについては、若干簡素化させていただいた経緯があります。ただ、今回は先ほど申し上げたとおり、平成24年2月の実施ということもあり、経理項目についても簡素化させていただきましたが、今おっしゃったような指摘については、次回に向けての課題だと整理をさせていただいています。

首藤部会長 ほかにいかがでしょうか。どなたでも何か意見ありましたら。

これまでのところだと、費用の内訳の営業外損益等に関連してわかりにくいところは、きっちり説明をしていただき、それからまた同じように、福利厚生費のところに入っているが、その退職金の定義を明確にさせていただきたいと指摘がありました。

内閣府の方から、今回簡素化した部分について、将来課題として検討いただきたいとい

うことでした。

ほかに意見がないならば、論点 1、共通調査事項については、先ほど申し上げた幾つかの点に留意をして実施するというので、妥当と判断したいと思いますが、いかがでしょうか。

(うなずきあり)

首藤部会長 ありがとうございます。

次に論点(2)「調査事項のうち産業別の調査事項は妥当か」についての審議に入りたいと思います。まず産業別の調査事項について、調査実施部局から説明をお願いします。

説明者 それでは資料2で説明させていただいた2ページ目に戻りますが、下段です。産業別調査事項として幾つか整理をさせていただきました。上の方で事業収入の内訳で「 」をつけさせていただきました。この事業収入の内訳については、全産業の調査票において設定をされていますので、そこについては、次のページ以降で詳しく説明させていただきます。

あと、下の方の説明ですが、これも後ほど参考のペーパーを使って説明をさせていただきますが、ほとんどが産業構造を把握するための項目として、産業別の調査項目を設定させていただきました。ただ、一点、宿泊の関係の項目については、どちらかと言いますと、産業構造の把握だけではなく、母集団情報としても使いたいということがありますので、両方にまたがった配置になっております。

3ページに参りまして、まず産業別の調査事項について、最初に説明をさせていただきます。売上高の概念とも絡む話ですが、産業別にどのような概念で売上高を把握したのか説明をさせていただきます。

3ページ目の左側が1社1事業所、単独事業所の場合の売上高の把握です。例えば、宣伝写真業をメインのアクティビティとして行っている事業所でありながら、フィルムの小売をしていたり、あるいは写真の現像をしていたり、カメラ修理業をしていたり、こういった事業所があった場合に、今回の活動調査ではどのような形で把握するのか、下の方で示した内容です。

この単独事業所に関しては、産業別の調査票を1枚送らせていただいて、調査員が持って行って回収するわけですが、下の枠に書きました、人数から事業別の売上高までは、表面で先ほど説明させていただいた内容です。

例えば宣伝写真業は産業大分類でいいますと、専門技術サービス業に入りますので、専門技術サービス業としての売上があります。それから、カメラ修理は上記以外のサービス業になります。現像業は生活関連サービス業、大分類レベルで売上高を把握します。

今回、産業別の調査事項の中の特徴はその下、サービス関連産業の事業収入の内訳をどのようにとるのかということですが、ここを品目レベル、先ほど申し上げた産業細分類レベルでとっていきたいと思っています。

それぞれ大分類は専門技術サービス業、あるいは生活関連サービス業、あるいは上記以

外のサービス業で、大分類は異なるのですが、この異なったグループでありながら、下に書きましたとおり宣伝写真、写真現像、機械修理という品目レベルでの金額をとっていきたいと思っているところでもあります。こうすることによって、宣伝写真業をメインにしていながら、どういう兼業をしているのかというのが割合としてわかると思っているところです。

従来のサービス業基本調査においても、若干こういう形での集計はありました。平成16年の結果表を見てみますと、例えば広告代理業のうち、兼業を行っている事業所の割合は約1割です。この広告代理店の1割の兼業の中を見ますと、映像・音声・文字情報制作業、ここでの兼業比率が非常に高く出ています。約25%がこの業種と兼業率が高いと出ていますが、今回、そこを細分類でとることにしていますので、もう少し詳しいの兼業の状況がわかるのではないかと思います。

そうすることによって、例えば特定のA産業は特定のB産業との主業、兼業の割合が高いことになれば、これはA産業とB産業は、何らかの形で生産技術が似ているか、あるいは産業構造が似ているのではないかという分析にも役立つのではないかと、それがしいて言えば、産業分類の検討にも役に立つのではないかと考えているところです。

また右側ですが、先ほど企業票のお話をさせていただきましたが、右側は複数の支所を有している企業に対して、どのような調査票を送って、どのような回答を求めるのかを絵にしたものです。例えば本社工場と第2工場とサービスセンターがありました。本社工場は、メインのアクティビティは製造事業なのですが、一部転売関係の卸売をしている。こういった事業を行っている企業をどのようにとらえるか。

まず、企業票として先ほど申し上げましたとおり、企業の大分類レベルでの事業の把握をいたします。それが下の枠の上の方です。それとは別に、本社工場、第2工場、サービスセンターには、それぞれの産業に応じた事業所用の調査票を送らせていただいて、回答を求める形にしています。

本社工場ではどういうことを書いてもらうかといいますと、本社工場で働いている人の人数、それから事業別の売上高という中では、卸売も含めた形で書いていただき、その上で製造業がメインのアクティビティですので、製造業については、品目別の出荷額等を把握させていただこうと思っています。

第2工場も製造業としては同じです。サービスセンターについては、上部サービス事業がメインのアクティビティですが、若干リースも兼業として、従産業として行っているという形ですので、大分類といたしましては、情報サービス業、物品賃貸業とのとらえ方をしますが、内訳としては、産業細分類で、例えば組込みソフトウェア事業、電子計算機の賃貸業といったことでの把握をして、産業細分類の情報を入手したいと考えているところです。

若干繰返しになるかもしれませんが、更にということで4ページ目を開いていただければと思います。実際に今言った事例を数字であらわしたらどういった数字で入ってくるの

かを書いたのが、4ページ、5ページ目です。

単独の場合は、先ほど紹介したとおり、右側を見ていただければと思いますが、この事業所はメインのアクティビティは宣伝写真業です、圧倒的にその売上高が高く出ていますが、フィルム小売は小売業、それから写真現像は生活関連で、このような数字が入ります。

今までの調査ですと、産業大分類のところにくくってしまうパターンが多々ありますので、この事業所の産業分類は何かといいますと、宣伝写真ですので、大分類で見ますと、学研究、専門・技術サービス産業、この部分に特化した形でしか見られなかったわけですが、広い意味のサービスをとらえて、この3つについて、更に細分類でとろうと思っております。

したがって結果的には下に書きましたとおり、産業細分類でそれぞれの事業、アクティビティ別に売上高を把握させていただきながら、この事業所の産業分類の格付けを4桁で行いたいと考えています。

次の5ページ目は企業単位の話です。先ほどの本社と第2工場とサービスのところを左側に書きましたが、それぞれこういう活動をしていた場合どうなるのかということです。

1つの事例として書いたのが、本社でパソコン部品を1,000造っていて、その部品が第2工場で消費されているとします。これは内部消費をしていることになりませんが、こういう場合、企業単位としては、この部分は計上されませんので、右側に行きますが、上の段、企業単位としては製造業の事業として出てくるのは、この部品の生産は出てこない。パソコンとプリンターの生産だけが出てくることになります。

サービス関係については、組込ソフト開発は情報通信業、パソコンのリースは物品賃貸として計上されます。本社工場で行っている転売関係は、卸売として出てくることになります。下の事業所単位ではどのようにとらえるかということですが、本社については、製品として出ていったパソコンのほかに、第2工場に持っていきました部品も、市価で評価するのは難しいですが、1,000出ていったとすれば1,000で評価をして、出荷額として回答していただきます。これは現行の工業統計調査がこういうくくりで操作をしていますので、工業統計調査に合わせたことになっています。

なおかつ第2工場を見ていただいて、製造業については、分類番号が4桁ではなく、6桁になっていますが、ここは産業細分類よりももう少し細かいレベル、品目レベルで把握しているためです。ここも従来の工業統計と同じことを踏襲しています。

最後、サービスセンターですが、サービスセンターのところについては、大分類は異なりますが、両方とも細分類でとらせていただいて組込ソフトウェア業、リース関係といったことで、アクティビティ単位で売上高を把握することにしています。

ここまでが全体的な話であります。申し訳ないですが、また調査票に戻らせていただいて、調査票全部は説明できませんので、05番、単独事業所調査票の卸売小売業（法人団体用）の調査票が出てくるかと思えます。その05の裏面を見ていただきたいと思えます。

裏面が産業別の調査事項です。これは卸売小売業に特化した項目ですが、まず左側から行きます。ここでは事業の収入の内訳を品目別に書いていただく欄であります。先ほどサービス関連産業Bで申し上げました、純粹持株会社の分類番号をここで書いていただくのと同じように、卸売小売業についても、それ用の分類表を用意させていただいて、例えば何々製品の販売といった場合、品目別の分類番号を書いていただいて、なおかつ販売額も書いていただくことになります。

その下、「商業販売に関するその他の収入額」で、産業特性項目として、特に商業販売に特化したその他の収入で細かく見たい項目を入れさせていただきました。商品販売に関する仲立手数料あるいは修理料収入、これは従来の商業統計調査でも把握している項目ですので、ここは入れさせていただいています。商品手持額、先ほど申し上げた商品売上原価、これは企業単位の票でも説明申し上げましたが、ここも従来の商業統計調査で入っている項目ですので、それを入れたことになっています。

以下、右側にも同じことで説明をさせていただきますが、どういう項目があるかで見ただけならばと思います。

18番目は小売業だけですが、小売業の方については、商品群で売上げの割合を聞かさせていただき、衣料品、飲食料品、その他の割合はどのくらいですかと聞かせていただきます。

その下はそれとは別の商品の販売形態別の割合、店頭なのか、訪問販売なのか、このようなことで聞かせていただくことになっています。

その下はセルフを採用しているのか、採用していないのか、これも小売業独特の項目であろうかと思っています。

21番目は売場面積、22番目は営業時間、23番目は今までの商業統計調査では把握していない項目で店舗形態で、何が入っているかというところと各種食料品小売店、ドラッグストア、ホームセンターの場合は をしてくださいとなっていますが、実は日本標準産業分類が新しくなり、ドラッグストアとホームセンターが、細分類として新設され、そのために、このドラッグストアとホームセンターを、産業細分類で格付けするために必要な項目として、今回新たにこの項目を入れさせていただいています。

前回の商業統計調査は、平成19年6月に実施されていますが、そのときはまだ旧分類でした。現行の日本標準産業分類が適用されたのが、平成20年4月ですので、新しくでき上がった産業分類で最初に適用する商業関係の調査ですので、この項目を入れさせてもらって、産業細分類の格付けをしたいと考えているところです。

最後は「チェーン組織への加盟」の項目を入れさせていただいています。

卸売小売業について、こういう特性事項を入れましたという説明なのですが、そのほかどんな項目があるのかというところを、調査票をめくると、経緯がわからないので、申し訳ないですが、お手元に資料2の参考という横紙をつけさせていただきました。活動調査事項の試験調査との比較表という表があるかと思っています。それを見ていただきながら、産

業別に少し説明申し上げたいと思います。

1 ページ目のところは、単独事業所票の産業共通調査事項になっていきますので、そこは先ほど来説明させていただいた内容ですので、飛ばさせていただきます、4 ページ目から説明させていただきます。

農業、林業、変わったところだけを中心に説明させていただきます。2 番目の鉱業関係のところでは、2 次試験調査で調査をしておきながら、今回活動調査では調査をしない項目が2 つほどあります。実は2 次試験調査においては、この鉱業関係とその下の製造業について、1 枚の調査票で調査をさせていただきました。したがって、上の2 については、「本邦鉱業のすう勢調査」という鉱業を対象にしたもになっていきます調査ですが、その調査では把握をしていない項目です。

今回、本番調査に向けては、やはり鉱業関係と製造業と調査票を分けた方が記入しやすいということでしたので、分けさせていただきました。その関係上、2 次試験調査であったこの2 つについては削除させていただき、従来の「本邦鉱業のすう勢調査」と同じ形にさせていただきました。

製造業については、真ん中のところで、「人件費及び派遣会社の支払額」、「派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額」を新たに特掲といたしますが、つくらせていただきました。従来は上のものと一緒に入っていましたが、今回、受入れの派遣についても、出向の派遣なのか、労働者派遣会社からの派遣なのか、人数の方も分けさせていただいた関係上、金額の方も分けてとる形にさせていただいたということです。

5 ページ目、製造業の最後の方ですが、工業用水については、若干内訳項目を簡素化させていただきます。内容的には用途別の用水という項目があります。例えば用水関係をボイラーで使ったか、あるいは冷却用水として使ったかという用途別の項目がありましたが、そこは今回簡素化でくくらせていただきました。

その次の建設業ですが、ここは本調査に向けて無くした項目があります。実は建設工事施工統計調査との重複是正をどうするかということも、国土交通省と調整をしましたが、結論的には、活動調査は2 月調査、建設業関係の調査は7 月調査ということで、実施時期が異なることもあり、今回、重複是正は行わないことにさせていただきました。そのため、試験調査とときよりもいくつかの項目について落とさせていただいたことになっていきます。

ただ、前回の部会でも指摘がありましたが、年間の完成工事高につきましては、ここに書いてあるとおり、元請、下請別、その土木工事・住宅、非住宅、機械装置等工事別、このように細かく聞かせていただきたいと思いますと考えております。

6 ページ目が先ほど説明で申し上げました卸売業・小売業の項目です。この中に、1 点真ん中に「パート・アルバイトなどの8 時間換算雇用者数」というのがあります。ここは先ほどの項目にはなかったと思います。実は05 の調査票の表面、人数のところ、この項目を入れさせていただきました。これは1 次試験調査でも2 次試験調査でも記入率が非常によかったです。なぜかと言いますと、現行の商業統計調査でも8 時間換算をしているこ

ともあって、2次試験調査票でいいますと9割を超えた、98.5%という記入率ですので、企業側にとっても、それほど負担にならない項目ではないかと判断をしているところです。

その下の医療、福祉のところでは、ここは上の2つ、「年間収入額の事業内訳」と「医療収入」は×になっています。実は把握自体はしていますが、くくり方を変えたことで削除になっています。

ただ、ここにも書きましたが事業別の収入額として把握していますので、内容的には把握をしていると理解していただければと思っています。

その下の「従事者の換算数」ですが、ここは1次試験調査において、その施設の定めている1週間の勤務時間に換算して、労働者を換算してくださいと調査させていただきましたが、記入率が約5割ということもあり、1次試験調査のときは、実施時期を変更する前だったこともありまして、本番調査では簡素化させていただくことになっております。

相手先の収入割合は4区分から5区分。これはサービス業のところの説明させていただきますが、分けさせていただくことになっています。

7ページ目の学校教育関係ですが、ここについても「従事者の換算数」のところは×になっていますが、ここは実は医療に引きずられた形になっていて、大学の付属病院について、この項目を聞かさせていただくことになっています。したがって、医療と同じ扱いをさせていただくところです。

学校教育の中身については、前回の部会でも説明したとおり、若干、授業料とか入学金収入とか細かく聞かせていただきましたが、今回は簡素化させていただくことになっているところです。

8ページ目、サービス関連産業Aという形で、2次試験調査以降、このようにさせていただきましたが、1次試験調査と大分様相が変わっています。1次は情報通信業、運輸、金融とかそれぞれ別々の調査票で調査をさせていただきました。ただ、非常に似たりよったりということもありまして、ここはサービス関連、8ページの下の方にありますが、Aという形で一つにまとめさせていただいた経緯があります。

上に戻りますが、1次試験調査においては、情報通信業について、例えば「その他の営業費用」「情報通信業以外の事業収入」はどういうことを聞いているかといいますと、例えば公告宣伝費、設備事業の売上高、広告事業の売上高とかそういった細かい項目、放送業でいいますと番組購入費、このような項目も聞かさせていただきましたが、項目によっては2割台の記入率でありました。それから、1次試験調査自体が実施時期変更前だったということもありまして、簡素化させていただくことになっています。

次の9ページ目です。ここはサービス関連産業B、残りの部分です。この中では、物品賃貸業の中で、リースの年間件数、あるいは資産取得額というものも簡素化させていただきました。特定サービス産業実態調査の中で、若干採用したものと採用しなかったものとのくくりを理解していただければと思っています。リース関係については、記入率も若干悪かった、2割台だったこともありまして、簡素化させていただいています。

学術研究、専門・技術のところの×については書いてあるとおり、違う項目でとっていますので、内容的には変わっていないと理解していただければと思います。

次のページですが、10ページ目、宿泊業、飲食サービス業です。ここではパート・アルバイトの8時間換算もそのまま入れさせていただきました。初めての試みで、飲食店でパート・アルバイトの8時間換算が本当に書いてくれるのかという不安が若干ありましたが、結果的には9割の記入率がありましたので、この項目は本番調査でもそのまま使わせていただいて、先ほどの派遣、あるいはパート・アルバイトの雇用実態の把握という観点で分析していきたいと思っています。

生活関連サービスのところで若干落とした項目が、施設規模、設備の保有状況、この項目も特定サービス産業実態調査の項目ですが、施設の規模、要するに例えば映画館でいいますと、座席数ですとか、ゴルフ場でいいますとホール数、こういったものの項目ですがここは落とさせていただいて、かわりに特定サービス産業実態調査でとっています、映画館であれば入場者数ですとか公開本数という、実績ベースの数値の項目の方を採用しています。

その下の学習支援業であります。若干落とさせていただいた項目は、「社会教育施設の収入額」、あるいは一番下の「その他の学習支援業の収入額」の内訳であります。これは入館料収入とか雑収入あるいは受講料収入という、細かな項目で聞いていたのですが、そこは記入率も5割程度ということもありましたので、落とさせていただくことになっています。

結果的に11ページ目で、サービス関連産業Bでくくらせていただきましたが、この中では相手先の収入割合があります。ここは4区分から5区分に変更させていただくことになっていますが、これはサービス業基本調査においては、個人か民間か官公庁向けか、それから同一企業内取引か聞かさせていただきましたが、今回海外取引も入れさせていただいて、合計5区分にさせていただいています。

第1次試験調査の段階では、民間の場合の相手先を産業大分類別に聞かせてもらいましたが、これは非常に記入率が悪かったため民間1本でくくった形にさせていただくことになっています。

その下の「特定サービス業における同業者との契約金額割合」はということを言っているかといいますと、対象になりますのは、情報サービス関係のところ。情報サービス関係のところは、同業者向けの割合が非常に高いということですので、これは特定サービス産業実態調査でも把握している項目ですので、入れさせていただきました。

その下の特定サービス業における年間取扱件数、入場者数、利用者数というのは、先ほど申し上げたとおり、施設規模にかわって、この項目を入れさせていただくことになっています。

最後、「宿泊業の収容人数、客室数」は旅館関係、ホテル関係について、こういう数値を調査していただくと、母集団情報として非常に役立つとのリクエストがありましたので、

それにこたえることで入れさせていただきました。

以上、産業別の調査事項ですが、売上高の概念が産業によって異なること、それから売上高を細分類で把握するということがありますのと併せて、先ほどサービス業に関しても説明させていただきましたが、産業特性の事項を把握する必要もあることを勘案して、結果的には調査票は産業別に9種類の調査票になっているということです。

その中で、卸売業、小売業を対象にした調査票とサービス関連Bの調査票については、個人と個人以外ということで、個人事業主は書かなくてもいいという項目がありますので、軽くさせていただいたことになっていますので、そこが2つ増えたことになっています。したがって全部で11種類の調査票になっています。

更にここに書いていない項目が1種類だけあります。それは新設の事業所を調査員が見つけた場合、どのようなことを把握するのかということです。最後になって申し訳ないですが、調査票の12番目に産業共通調査票があるかと思います。ここだけ説明をさせていただいて、私の説明は最後にさせていただきます。

これは調査員が、自分の受持ち区域を回って歩いたときに、名簿上にない事業所を見つけたときに配る調査票です。今まで説明させていただいたとおり、調査票は産業別につくらせていただきましたが、調査員が新しく見つけた事業所に対して、お宅はどういう事業所ですか、どういう事業を営んでいますかとお聞きして、そこから産業分類を把握して、産業別の調査票を配ることは、非常に負担だろうと考えました。そこで、この産業共通調査票で、見つけたらこの調査票を配って、調査項目の中でいろんなことをできるだけ簡易で把握しようというものです。

経営組織、開設時期から人数があります。右側には主な事業の内容で、事業内容を書きいただくことになっています。後でまたここについては若干説明させていただきますが、その下、本所・支所の別、本社等の名称・所在地となっていますが、ここでは見つけた新設の事業所が、単独なのか本社なのか支所なのか。これは事業所側が判断をして をしていただき、そのことによって、例えば支社に をした事業所については、下の欄の本社の所在地等を書きいただきます。これで、支社の方については記入しておしまいになります。

では、単独と本社は何を調査するのは、裏面を見ていただいて、裏面は単独の事業所あるいは本社の事業所について、売上高、費用関係、ここは今まで説明したとおりのものを入れさせていただいています。それから、売上高についての産業大分類レベルでの内容を書きいただくことです。

ただ、ここまでしか書いていませんので、産業細分類の情報は得ることはできないと思っています。この中身については、戻りますが、表面の右の上、主な事業の内容、ここで例えば製造業だったら何を造っている工場なのかも、品目別で書いていただくか、あるいは小売だったらどういう商品を販売しているのか書いていただきます。このことによって、産業細分類は無理ですが、産業小分類までの格付けはしていきたいと考えているところで

す。

また、裏面に戻っていただき、産業共通項目のものを入れさせていただいています。電子商取引から始まって、設備、自家用、それから土地、商品売上原価。その15番目が新設用向けの調査事項として特異項目だと思っていますが、移転あるいは名称変更の有無で聞かせていただいています。これは活動調査の前は基礎調査ですが、基礎調査は平成21年7月に実施していますので、例えば基礎調査の時に実際に存在はしていたが、私どもの活動調査を行ったときに移転をした事業所もあろうかと思っています。その場合は、事業体としては存続ですが、調査員さんが持って回る名簿にはそれを反映することができませんので、そういったことをフォローする意味で、平成21年7月現在でもし存在した場合については、基礎調査の段階での名称あるいは所在地を書きいただきます。このことによって事業所を追いかけることができるのではないかと考えているところです。

その下は資本金、決算、企業全体としての事業内容、それから企業全体としての支社の数、あるいは人数というものを聞かせていただきます。このように事業所側の回答の中から、必要な項目を集計していきたいと考えているところです。

以上で産業別の調査事項と若干調査票の種類のところまで入ってしまいましたが、私どもの説明とさせていただきます。

首藤部会長 ありがとうございます。非常に膨大な量なのでどのようにしたらいいでしょうか。

最初の資料2それから参考、まず資料2の関連で何か質問ありますか。どうぞ。

野辺地専門委員 ただいま説明いただいた資料2の5ページ、複数支所を有する企業のケースという中で、この企業の場合には、本社工場、第2工場、サービスセンターがあって、それぞれの事業所間で売上げのやり取りがあると、そういう前提だと思います。

具体的にはパソコン部品の生産が1,000、組込みソフト開発が1,000あると思います。その中でパソコン部品については、右側の枠でくくった中で本社工場の売上げの中に1,000が入ってきていますが、企業全体の一番上の表では入ってこないという説明です。

それから組込ソフト開発については、サービスセンターの売上げの中で出てくるが、これは全体の中でも1,000が出てくる。こういった企業内部の取引をどのように把握して調査票に入れてもらうかという、売上げの定義自体と関係してきます。製造業の調査票は18ですが、その中の説明の中では、事業所間のやり取り、内部売上げを書くのか、書かないのかということが明確に示されていません。企業にとっても事業所が違う間同士のやり取りを、内部売上げとか内部仕入れという形で把握している企業もあれば、そのような経理面の把握をしていない企業もあります。

書いてもらう売上げ等の事業所間のやり取りをどのように把握するのか。そこら辺が説明をしていただいた中では不明確になっています。ここら辺を詰めていただいた方がいいと思います。

説明者 はい。ご指摘はもっともだと思っています。特に企業間の中での、卸売小売業

も含めて、本支店間でのやり取りとか商業統計では把握していますが、今回の活動調査の中では、本支店間のやり取りみたいなものは、簡素化するというところでやめさせていただいた項目になっています。

当然、調査する段階では、そういった企業間のやり取り、取引をどう考えるかというのは、きちんと記入のしかたの中で、例えば図を使って説明をするなどの工夫はしていきたいと思っています。

ただ、先生が今おっしゃったサービスセンターの、私も書き方がよくないと思っていますが、組込ソフト開発というのは、実は外に売っているソフトウェアという意味です。その組込ソフト開発という産業分類がこういう名称ですので、この概念は企業内でどこかのものに組み込んだというのではなく、ソフトとして外に出した。だから企業としてのアウトプットとしても売上げに出ているという、そういう説明になっていますが、この説明でもそれだけの混乱を招くことになっていますので、本番調査ではもう少し企業のやり取りを、どのようなとらえ方をして事業所単位ではこう書いてください、企業単位ではこう書いてくださいと明確な形のものを用意したいと思っています。

野辺地専門委員 基本的には、書けるのだったら書いてくださいというスタンスでいくということですね。わかりました。

首藤部会長 あまりよくわからないですが、企業の中の事業所間のやり取りは、書かないという基本的な姿勢ではないですか。

説明者 企業単位としては書かない。アウトプットは出てこないの。

首藤部会長 企業単位では書かないが、事業所間では書くと。

説明者 はい。

首藤部会長 それは内と外といいますか、他の企業との間の取引と1つの企業の中の事業所間の取引というのは区別します。できるかどうかというのが、もう一つ論点ですね。あるいは区別するのか、しないのか。どういうスタンスですか。

説明者 区別といいますか、この例で言いますと、パソコン部品の生産については、造ったがたまたま違う工場に持っていったというだけで、そこは自工場の中での消費と同じ扱いをしています。

とらえようとしているのは、企業全体として外に出したものは、企業票の中での売上としてとろうと思っています。そういう整理です。

首藤部会長 それは明確に、他の企業との取引というのは、きちんと出るようになっていきますか。

説明者 基本的には他の企業との取引だけが出てくるということです。

首藤部会長 だけが出てくることですか。

説明者 はい。

菅専門委員 関連して、この例示が混乱を招く部分がありまして、企業の売上高でパソコンプリンターの製造が7,000になっています。ただ、事業所の出荷が2,000、1,000、4,000

の合計になっています。恐らく企業は6,000と書かないと、つまり出荷の場合は、同一企業内の他事業所への送出しを含むわけですが、企業全体の売上高といった場合は、恐らく同一企業内は、落とさないといけないように思われますが、この場合、5ページのところで7,000と書いてあるのが。

近藤専門委員 下は足すと8,000です。印刷装置が入りますから。これも製造業ですね。

説明者 多分、部品の1,000とプリンターの1,000が同じ数字なものですから、間違いやすいと思います。この例示も含めて、もう少し記入のしかたのところで工夫をしたものを出したいと思います。

近藤専門委員 これですと、企業単位で出した製造業の生産高と、本社工場以下、工場単位の生産高を足し合わせたもののが違ってきますね。企業単位は本社が出し、事業所単位は事業所からもらって本社が出すとすると、どのような集計になりますか。

説明者 企業単位の集計と、従来の工業統計調査の事業所単位の集計と、2種類用意をしないとだめだと思っています。企業単位の集計においては、例えば卸売小売業もですが、卸売小売業の本支店間のやり取りも含めてですが、企業単位としては純粋に出たものだけを集計したもの、その中で企業単位としてダブリのない形の売上高と、それに伴って発生した費用とそこから発生した付加価値額、これは企業単位の集計事項と思っています。

ただ、事業所単位ですと、従来の工業統計調査も、部品工場から完成品工場に持っていたものは、そこは出てきています。この部品工場にとっては出荷額として計上されていますので、そこは産業別の集計として、事業所単位のもので集計していきます。

近藤専門委員 数字が違ってくるわけですね。集計が2種類ないとだめですね。普通、売上というと、いわゆる企業が出す売上というのは、このような内部取引は抜いた外販ベースで出していますね。だからそれが売上で、このまさに言った表の上の数字と合いますが、個々の事業所なり事業本部というのは、別に内部取引が入ったものを売上としていますから、それを単純に合計すると、違ったものになりますね。だから2種類つくらないといけない訳で、細分類を単純に合わせても、製造業合計にはならないですね。

その辺が難しいと思います。これは製造業に限らず、卸売小売業、不動産などいろんなところで発生すると思います。

説明者 おっしゃるとおりです。企業単位の集計表と事業所単位は全く異なるものだという概念で、恐らく書いてもらう企業の方にもそういう説明をさせていただきますし、今度つくり上げた集計表についても、そういう注意書きが必要だろうと思っています。

ただ、事業所単位でこのようなとらえ方をするというのは、ある意味、従来の工業統計調査と結果の継続性を考えたときに、この表も必要ということで入れさせていただいています。

近藤専門委員 事業所や支社の評価としては、やはり内部取引も入ったものが普通です。全社で合計すると、本社段階で抜くことですから、例えばこれであれば本社工場が部品を1,000とったわけですが、やはりそれは本社工場の成果として把握すべき面があると思

ます。だから2重になりますが。

首藤部会長 記入する側では、混乱は出てこないでしょうか。野辺地さんは、どのようにお考えですか。

野辺地専門委員 私も事業所の方が、この18番の調査票をもらったときに、内部取引が入るのか、入らないのか、よほど明確に書いていないと、多分はなから入っていないと思って書く人もいるでしょうし、当然のように入れて書く人もいますし、両方出てくるかなと思います。だから説明書きにおまけで書いておくような、そのような次元ではなく、もっと最初に明確に書くべきでしょうか。

説明者 補足させていただきますと、今、ご指摘いただきましたように企業単位では売上高を調査し事業所単位では、現行の工業統計調査に準じた出荷額で調査するというところで、定義概念をしっかりと明確にした上で、調査をさせていただくことを考えています。

首藤部会長 ほかに、資料2に関連して、何か質問ありませんか。

廣松部会長代理 今の議論についてですが、そうすると企業一括調査が増えると、結局、今の事業所別の出荷額合計等変わってくるわけですか。企業の売上高というときに、企業全体として内部の取引は全部抜いたものが出てくる。事業所単位では出荷額が出てくる。それを合計するとき、内部の取引は抜くのですか。

西郷専門委員 企業単位で集計するときには、抜くのが原則です。ただ、事業所としての生産活動を把握するためには、出荷額でとらえておかないと、例えば今のパソコン部品の生産が出ていますが、これは企業全体として見れば、自分たちの中で動いているだけで、相殺されて、外側に出るときにはキャンセルしますが、事業所の生産活動をとらえるためには、この事業所でパソコンの部品の生産がこれだけあったことは、把握しておかないといけないので、これはこれで、本社工場の出荷額としてはとらえるべきだと思います。

集計するとき、企業内の取引で売っている分が、それとも外に出して売っている分なのか、事業所のレベルで把握できていないと、集計するときに困るかなと思いますが、それがとらえられるような調査票になっているというのをチェックしようとして、チェックできていないが、それは大丈夫という理解でよろしいですか。

説明者 ここで言いますと、先ほどの算数ではないですが、企業票の製造業の出荷額は7,000です。企業票としては、その企業のぶら下がりの事業所で、製造業の出荷額を足し上げると、これは本社のところでつくった1,000が入ってきますので、本社は3,000で計算されて、第2工場は5,000で合わせて8,000です。

その中で差引きをした1,000というのは、どう見ても企業から外へ出ていない数字までは、多分この企業単位の調査票を見た限りでは判断ができませんが、それは企業単位の数字で色を識別していかないとできません。例えば表に出て全部足し上げた形での結果表で、日本トータルとしての企業票としての出荷額から事業所単位で積み上げたものとの差分が当然出てきます。それがすべて企業内と言い切れるかどうか、そこは難しいかもしれない。

西郷専門委員 仮にパソコンの部品の生産が1,200あったときに、1,000は自分のとこ

るで使っているが、200は外に出しているというのがあった場合に、1,000と200というのが事業所のレベルで分けてとらえられていれば、後から集計することはできますが、そうでなくて、この工場での事業所では、本社事業所では1,200つくり終わりであると、企業として集計するとき、多分1,000と200というのが分けられない可能性が出てくることを、懸念しています。

説明者 おっしゃるとおりです。今の工業統計調査でも、本社で出している1,000については、あたかも企業内取引とは見ていない。なぜかと言うと、今の工業統計調査は企業単位の調査項目はないので、この1,000はこの本社工場としての出荷額でしかありません。その1,000はどこのメーカーが使っているのか、あるいは輸出されているのかということまでは把握できていませんので、私どもとしては、今回についてはこちら辺が限界かなという気がしています。

説明者 繰返しになりますが、本社から企業全体の売上高を、報告いただいて、本社一括調査ですので、本社で事業所ごとの出荷額についても、定義に基づいて報告をいただきます。集計については、事業所単位の積上げ出荷額が企業単位になるということではなく、そもそも概念が違うわけですので、別の集計表をつくるという、そういう整理です。

首藤部会長 データをつくる目的が何かということですね。

近藤専門委員 基本的に工場では、外に売るものとはほかの工場からうけた内部取引は、大体わかるのが普通です。ですが、企業単位では、例えば製造業で1本だけです。個々の明細はありません。ですから、この表だけでは、何が内部取引だったかわからない。本当はわかるが、この表上では出てこない。だから企業票だけでは大きな分類だけで、細かいものではありませんから、何が内部取引だったかわからないということになります。

首藤部会長 限界とおっしゃいますけれど、事業所単位で企業内の取引なのか、外部との取引なのかというのは、わからないはずはないわけですので、それを聞くのは調査項目が増えるからだめということでしょうか。

説明者 私どもの調査項目の設計自体も、現行の工業統計調査をある程度踏襲してきているわけです。現行の工業統計調査の中では、ここで申し上げたパソコンの部品というのは、1,000として出荷は出ていますが、その消費先が自分の企業内なのかまでは、現行の工業統計調査でも調査はしていません。

首藤部会長 伺いたいのは、現行は行っていないが、これから行ったとしても、継続性という点では足せばいいだけですよね。

説明者 そういう試験調査を私どもはしたことがないです。ですから、試験調査をしたことがないということは、どの程度の記入率があるのかということも含めて、全く未知数、そういう状況です。

首藤部会長 これまでやらなかったからやらないという考え方は、よく理解できませんが、試験的にやっていないから記入がどれだけされるか、懸念されるというところは、ある程度わからないでもないです。

この調査の目的自体が、一体何を見たいのかということにも関わってくると思います。今回は無理ということでしょうか。

西郷専門委員 今回は無理という、試験調査をしていないからという話になると、なかなかそれでもやりなさいと言えないのは、そういうことになると思います。

新しく産業分類が変わったときにも、今までのように事業所単位で生産活動をとらえるのではなくて、企業グループであるとかそういうグループとして生産活動をとらえようというのが、そもそも産業分類を変えるときの根本にあったと思うわけです。そうすると、調査の仕方も、今までと同じように対応できなくなる部分も、当然出てくるはずで

だとすれば、将来的には自社にパソコンの部品を1,000売って、200外に出したというのを事業所の調査票のレベルでとらえられるようにするのが、本筋だとは思いますが

菅専門委員 恐らく製造業だけ自社内取引を出荷額として計上、工業統計調査で出てくる製品の製造だけ出荷額として内部取引を記述するが、ただサービスとかはやりません。ここは難しく、大きく大分類で集計したときには、それが微妙な影響を及ぼす可能性があります。つまり、つじつまが原理上は合うはずだが、微妙にずれるということは十分にあり得ます。そこまでの精度、つまり記入者が聞かれたときに合わない、それを確認しろと言われたときに、それに対応できるようになるかどうか、疑問です。

個別の事業所で書いて合わなくてもいいと言われると、比較的気楽だが、合わせなければいけないと言われると、かなりの報告者負担にはなるだろうと思います。マージンというか、恐らく個別事業所の経理の合計がトータルでやったときに相殺されて企業単位になると、ならないとおかしいというのはそのとおりですが、そこまでを報告者に要求した場合に、悲鳴が上がる気もします。そこはわかりません。ある程度遊びを入れておいてもいい気がしています。

首藤部会長 考え方として、そのようになるのではないかと、必ず合わないといけないと言っているわけではないです。ですので、そういうことも含めて、今回はやっていなかったもので、それらをやるとすれば、一定の工夫、検討が必要ならば、それはそれでわかりますが、これまでやっていなかったから、これまでどおりのことを踏襲しましたという説明だと、どういう目的の調査なのかなというところに、疑問を感じたのです。恐らく西郷さんも同じような疑問を感じられたと思います。

今、グループ化、企業の多様化も急激に進んで、企業の活動自体が様変わりしてくるわけで、それをとらえたいということだとすれば、やはり少なくとも今後、検討していただきたいとは思っています。

菅専門委員 第1回目ですので、かなり強烈的な調査をやるという意味では、負荷が重いです。細分類で書くと、かなり負荷が重たいので、ある程度遊びとか入れておいて、出てきた数字から検証作業ができます。その検証作業を待って、これはやはり問題だとか、あるいは今後このようにすればとれるというのを待ってもいいと思います。恐らく試験調査でそれを入れなかった事情は、そういうことを要求した段階で回収率が落ちるのを恐れ

たのだらうというのはよくわかるので、とりあえず遊びを入れた形で調査を実施して、それで検証作業の方をこの後十分。この結果から類推はできるわけで、検証作業を十分に進めるべきだと思います。ある程度、遊びという用語弊、問題があると思いますが、逃げ場を用意しておかないと、厳しいと思います。

廣松部会長代理 調査技術上は多分そうだろうと思います。確認ですが、例えば今、議論になっている事業所単位の票と企業単位の票で、本社というのは企業調査票と同時に本社の単独事業所としての調査票を出すのですか。

説明者 出します。

廣松部会長代理 そうすると、この例でいくと、パソコン部品の生産 1,000 というのが入っているわけですね。すべての企業票にも本社の活動として、そのような部分が含まれることになる。企業内かどうかにについては特別に印がついているわけではないから、企業を全部総計したものと、事業所単位で総計したものととは違ってくるといふ考え方なわけですか。

説明者 はい。

廣松部会長代理 そうすると確かに菅さんがおっしゃるように両方を見て、事後的にチェックをする必要があると思います。

首藤部会長 今回第 1 回にそういう出荷先の区別をすることは、無理だとして、先ほど指摘されたように、今回のやり方でどういう問題が生じるか検証していただきたいです。これまでとではなく、行ってきたことにどういう問題があるのかということを確認にするというのも、第 1 回の調査としては必要なのではないかと思います。

この点に関してはいかがでしょうか。

説明者 わかりました。了解しました。

首藤部会長 ありがとうございます。

近藤専門委員 事業所の記入する方としては、外向けと内向けを出すのは、確かに負担になると思います。それと、企業の中身の数字がわかってしまいますから、出したくない気もします。まず実態を調べた方がいいと思います。

首藤部会長 わかりました。そのようにお願いしたいと思います。

ほかに資料 2 についてよろしいでしょうか。

それでは、参考の方に移りたいと思います。参考資料の本調査で簡素化した項目等について、何か質問、意見ありましたら自由をお願いしたいと思います。

廣松部会長代理 もとに戻って恐縮ですが、共通の方に関わることで、従業者数で、工業統計調査は一度男女別をやめるといふことを議論した記憶がありますが、すべての個人業種から出向派遣まで、男女別でとるといふことに関しては、よろしいのでしょうか。例えば 1 次試験調査、2 次試験調査の結果等でこの記入程度というものは、どの程度かということですか。

説明者 私の今手元にあるのは、21 年の工業統計調査の甲の調査票ですが、男女別に把

握しており

22年もその予定で準備しています。

首藤部会長 1枚目のところで、全体の常用雇用者数というのは、×になっていますが、あと、支所などの有無が×になっていますが、これはほかのところは、そうでしたでしょうか。

説明者 済みません。1ページ目ですか。

首藤部会長 参考の1ページ目です。

説明者 どの項目か。

首藤部会長 調査項目の中に常用雇用者数は入っています。

説明者 はい。調査票を見てもらった方が早いかもしれません。調査票の表面を見ていただければと思います。どの調査票でも結構です。

首藤部会長 わかりました。おかしいと思いました。

意見ありませんか。よろしいでしょうか。

意見はないようですので、もう一度確認します。

産業別の調査事項について、主産業、従産業の売上高の把握の項目について、いかがでしょうか。意見がなければ、そのようにしたいと思います。

この点についてこれまでいただいたもの以外になれば、次に既存統計調査の調査事項を取り込んだ調査事項についてですが、これでよろしいでしょうか。

西郷専門委員 先ほど聞きそびれてしまったが、全産業に聞く調査項目の中に、自家用自動車の保有台数というのがありまして、今回これが付け加えられたという話ですが。保有台数ですからストックです。時点が特定化されていないように思いますが、いつ何台という聞き方ではなく大丈夫ですかというのが、質問の内容です。

説明者 保有台数の時点は2月1日、土地建物の所有の有無、こういうものも含めてなのですが、そのように考えています

首藤部会長 取得はみんな2月1日でしょうか。

説明者 はい。

西郷専門委員 わかりました。

首藤部会長 そのほか産業特性に関わる調査事項について、何か意見はないでしょうか。内閣府の方はいかがでしょうか。

内閣府 結構です。

首藤部会長 よろしいですか。

それでは、論点2について、調査事項のうち産業別の調査事項について妥当かという点です。先ほど企業内取引の区別に関して、今回の調査の結果についても検証して、今後検討していただきたいということを今後の課題とさせていただくということで、妥当と判断したいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(うなずきあり)

首藤部会長 ありがとうございます。

次に調査事項「論点(3)産業別の調査票の設定は妥当か」について、審議をしたいと思います。前回の資料2-2の別紙の2。

産業別だと思います。調査票の構成です。産業別の分類と調査員調査と直轄調査と分けていますが、これについての審議に入りと思います。

もう一度簡単に説明していただけますか。分量が多くて、何が何だかわからなくなってきました。別紙2について簡単にもう一度。

説明者 今、参考の資料で、1次試験調査から変わりましたという説明をさせていただきましたが、その結果として、私どもは産業別の調査事項も含めて調査票を設定した関係上、産業分類の大分類をベースで調査票をつくったということです。

調査員が回って歩く単独事業所の調査票がベースですので、そこを見ていただければと思います。農業、林業、漁業から始まって、鉱山関係、製造業。卸小売業のところは、先ほど申し上げたとおり、個人事業主だけは答えてもらい、法人向けの項目は答えなくてもいい項目がありますので、そこは2つに分けさせていただきました。なぜならば、卸売業と小売業のところは、事業所数は多数あり、なおかつ個人の事業主さんも非常に多い産業ですので、個人事業主さんの負担を軽減するという観点で、ここは分けさせていただき、余計な項目は落とさせていただいたと理解していただければと思います。

それから、医療関係と教育関係は別の産業特性を持っていらっしゃると思いますので、ほかの業種と統合するというのはいかがなものかという判断で、ここは分けさせていただきました。

8番目のサービス関連Aのところは、建設業から始まりまして複合サービス業のところまで入っていますが、こことサービス関連Bは大きく言ってサービスのところを2つに分けさせていただきました。

上の方のAについては、電力、ガス、運輸関係、金融保険業というように、事業所単位で売上げが聞けない業種です。そこはもう企業単位でしか売上げは聞けないと判断のもとで設計をした関係上、このようになっています。

真ん中にありますのが、協同組合です。これは単独の事業所ですので、協同組合で単独というのは、非常に少ないですが、それでも若干数はあり、なおかつここは少し特殊な業態ですので、1つだけで調査票をつくらせていただいたことになっています。

残りがサービス関連Bのところですが、卸売小売業と同じように、個人向けと法人向けで分けさせていただいたことになっています。

最後に、先ほど申し上げました新設の本社あるいは支所、あるいは単独事業所を見つけたときにお配りする産業共通票になっていることです。

真ん中のところは、最初に説明させていただきました企業調査票です。企業単位で把握する調査票です。ここは基本的には1種類でつくらせていただきました。この企業票は別に産業別に分ける必要もないのですが、若干教育関係のところは、学校教育が特殊なもの

ですから、そのように分けさせていただいた経緯があります。

あとは金融保険と並んでいるサービス関連 A のところは、企業単位でしか売上げが聞けないとなっていますので、このように分けました。

企業の傘下事業所ところは調査員調査分と同じですので、そのように説明をさせていただきます。

首藤部会長 産業別の設計について、何か意見があればお願いしたいと思います。

廣松部会長代理 余り意見がないようですから一言。勿論調査項目が細かければ細かいほど、産業の特性をよくあらわすような情報が聞き出せるのかもしれませんが、現時点でこれでも 24 種類という数ですから、これより更に細かくするというのは、現時点では無理だと考えます。細かく聞くというのは、将来の課題、中長期的な課題かなと考えます。

首藤部会長 この分類で今回は十分だということですね。いかがでしょうか。

これも 1 回目ですので、やってみて何か齟齬が出れば、問題が出てくれば見直していただくということも含めて、妥当と判断してよろしいでしょうか。

(うなずきあり)

首藤部会長 ありがとうございます。

それでは、調査事項の論点 4 です。国民経済計算、産業連関表等との関係から調査事項は妥当かについて、審議をしたいと思います。

まず、調査実施者から国民経済計算、産業連関表等との関係から調査事項に関して、追加で説明をお願いします。

説明者 資料 2 の最後の 6 ページ目になります。

そこで活動調査と産業連関表、SNA との関係について若干整理をさせていただいています。この間申し上げたとおり、活動調査の調査項目を考える上で、1 つの命題でありました同一時点で産業横断的に経理事項を把握します。そういった観点、それから併せて従産業も詳細に把握するというので、全産業において従産業を把握できますし、それから特にサービス業においては、幅広い意味の範囲で従産業を細分類レベルで把握することも可能だと思っているところです。

SNA との関係で申し上げれば、実施時期の変更に伴って、平成 23 年の確報推計にデータが間に合うのかについては、製造業のデータを使うことになってはいますが、これについては、従来どおりの形で製造業のデータをお渡しすることによって、SNA の 23 年確報の推計についても、今までと同じ精度の維持ができるのではないかと考えているところです。

その下の方になりますが、平成 23 暦年の数字について、より細かく把握するということですので、23 暦年を対象とします産業連関表、先ほどお話が出ましたが、生産推計等には十分貢献できるのではないかと考えています。

また、産業連関表をもとにして推計されます SNA ですが、そちらについても、基準改定値の精度向上、また基準改定値ではサービス業のところについて、従来よりも恐らく精度がよくなるだろうと思っていますので、そこも含めた形での年次推計の精度向上にも、

活動調査が何らかの形で貢献できるのではないかと考えているところです。

以上です。

首藤部会長 ありがとうございます。

皆さんの意見を伺う前に内閣府国民経済計算作成部局としての意見を伺いたいと思います。

内閣府 内閣府でございます。

今、説明がありましたとおり、経済センサス活動調査については、SNAの精度向上ということを変大きな目標とさせていただいてまして、ここに書いてありますように、まず1つは23年確報推計、年次推計については、精度を確保できるだろう。

また、これまで課題となっていましたサービス業の問題についても、産業連関表の精度向上、つまりベンチマークが、かなり精度向上が見込まれますので、それをベースにした年次推計あるいは推計基準改定時のデータの精度向上が見込まれるということで、この経済センサスによるデータの取込みによって、精度向上が期待されるということです。

入手のタイミング、例えば平成23年については、製造業ですが、ほかの部門についても、タイミングを最大限SNAの方でも利用できるように推計をしていきたいと思っています。

以上です。

首藤部会長 ありがとうございました。

委員の皆様から。

菅専門委員 先ほども言いましたが、産業連関表の推計上、国内生産額の情報が手に入る、それも同一時点、全産業というのは画期的なことで、これまで間接的にやっていた部分が明らかになるというだけで大変な情報量で、これを十分に消化するだけでも大変なエネルギーが要るであろうと思います。食中りになるのではないかと思います。

更に重要なことは、各都道府県で産業連関表をつくってまして、これの生産額はこれまで全くなかった部分があります。そういう意味でいうと、各都道府県の産業連関表の精度が飛躍的に上がる可能性が高い。そういう意味でいいますと、生産額を把握できるだけでも大変な精度向上につながるわけで、是非その点を高く評価したいと思います。

首藤部会長 ほかにいかがでしょうか。

総務省のIO表の担当者の方、いかがでしょうか。

総務省 繰返しになりますが、菅先生に言っていたとおりでありまして、特にサービス業分野においても、従産業レベルで細かくなりますので、精度向上につながると思っています。我々としても非常にありがたいと思っております。

無形固定資産とか今回の中で、共同作業をして実施省庁の要望等もくみ取っていただいていますので、細かいところも含めて、産業連関表の精度向上につながることで、今回の調査について、特にこれ以上の意見はありません。

首藤部会長 ありがとうございました。

それではSNA及びIO表も含めて、委員の方何か質問、あるいは意見、コメントあり

ますでしょうか。

SNAの作成及びIO表の作成とその連関に関して、またIO表の都道府県レベルでの精度向上という観点から見ても、非常に高く評価できる有意義な調査であるという、皆様の意見です。

廣松部会長代理 今回の基本計画にはSNAと1次統計との関連をもっと強くするようにと書かれているわけですが、その意味で、私も今回の活動調査の結果は、今それぞれ担当部局の方から発言があったとおり、これまで以上にIO表、SNAの作成に役立つ重要なものだと考えます。その意味でSNA、IOの加工統計と1次統計との橋渡しをする重要なものと評価したいと思います。

首藤部会長 それでは、ほかに何か意見がないようでしたら、論点(4)について、妥当と判断したいと考えますが、よろしいでしょうか。

(うなずきあり)

首藤部会長 ありがとうございます。

それでは、奇跡的に時間どおりに終わります。時間が参りましたので、本日の審議はこれまでとさせていただきます。

簡単に審議をしていただいた結果を取りまとめますと、基本計画との関係については、これは妥当だと意見をいただきました。

調査方法については、都道府県レベルの事務負担を軽減するように配慮いただきたいということで、これも妥当という結果になりました。

調査事項については、今後の課題として幾つかの問題点が指摘されましたが、今回第1回ですので、調査事項についても、提示されたもので進めていくと賛同していただきました。

よろしいでしょうか。また今日は非常にたくさんの量の議論でありましたので、概要を事務局の方でまとめていただきまして、皆さんに確認いただくとさせていただきます。

説明者 1点だけ訂正させていただきたいのですが、前半の近藤委員の質問で、企業活動基本調査のオンライン化率について、約1割ということで回答させていただきましたが、先ほど確認をいたしましたので、報告させていただきたいと思います。

直近の調査で対象数は3万8,000企業、このうち、オンラインで協力いただいた企業が14.5%の5,700企業ということでございます。先ほどの回答を訂正させていただければと思います。

首藤部会長 それは事業所単体とか全部含めてということですか。

説明者 企業単体の調査ですので、企業本社からの報告数です。

首藤部会長 企業単位で14.5%。

ありがとうございます。それでは次回の部会日程について事務局から連絡をお願いします。

事務局 次回の部会につきましては、今週金曜日、11月12日10時から、本と同じこの6階の特別会議室において開催することを予定していますので、よろしくお願いいたします。

首藤部会長 それでは、本日の部会はこれで終了します。長い時間、御審議ありがとうございました。